第57回 佐用町議会[定例]会議録 (第3日)

平成25年12月18日(水曜日)

出席議員 (17名)	1番	石	堂		基	2番	新	田	俊	_
	3番	岡	本	義	次	4番	敏	森	正	勝
	5番	金	谷	英	评					
	7番	井	上	洋	文	8番	笹	田	鈴	香
	9番	高	木	照	雄	10番	Щ	本	幹	雄
	11番	大	下市	吉 三	郎	12番	岡	本	安	夫
	13番	矢	内	作	夫	14番	石	黒	永	岡川
	15番	Щ	田	弘	治	16番	鍋	島	裕	文
	17番	苹	岡	きぬ	ð,	18番	西	岡		正
欠席議員										
(名)										
遅刻議員 (名)										
早退議員(名)										

事務局出席	議会事務局長	船 曳 覚	書記	宇 多 雅 弘
職員職氏名	書記	高橋真弓		
	町 長	庵 逧 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝山剛	総務課長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税務課長	橋本公六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横山芳己
	建設課長	鎌内正至	上下水道課長	上 野 耕 作
説明のため出席	生涯学習課長	平井隆樹	天文台公園長	和 田 進
した者の職氏名	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
(19名)	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者				
(名)				
遅刻者				
/ h				
(名)				
早 退 者				
/ /				
(名)				
議事日程	另	」 紙 6	か と :	おり

【本日の会議に付した案件】

日程第1.一般質問

午前10時00分 開議

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。

早朝よりおそろいをいただきまして、本当にありがとうございます。議員各位、また、町長をはじめ職員の皆さん方、昨日に引き続き大変御苦労さんでございます。本日より明日と2日にかけて8名の議員が一般質問を行います。町当局におかれましては、答弁のほどをよろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長(西岡 正君) 日程第1は一般質問であります。8名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名をいたします。

まず初めに、3番、岡本義次君の発言を許可いたします。

〔3番 岡本義次君 登壇〕

3番(岡本義次君) 皆さん、おはようございます。3番議席、岡本義次でございます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。

日本の国は四季折々と言われておりますけれど、暑い暑い夏が長く続き、秋があっという間に終わり、そして冬の寒い時期に入って来まして、四季が2期になったような感じもしないわけではありません。寒い折が続いておりますので、皆さん、風邪など引かれないようにご自愛いただきたいと思います。

それでは今日はですね、2件の一般質問をさせていただきます。1件目につきましては、 教育「確かな学力きらめきプラン」検証についてと、もう1件につきましては、議員席か ら西宮市との姉妹都市を結んではどうかという2件の質問をさせていただきます。

1件目に入ります。教育委員会から学力の3要素について、プランの説明を受け驚きました。

その中で読書指導の充実について、月に何冊の本を読みますかという問いの中で、中学2年生では1冊も読まないというのが32.8パーセント、約33パーセントもあり、1冊が24.2パーセント、2ないし3冊が32パーセントであります。2冊までが89パーセントで、こんなことでは国語の調査結果の分析でも示しているように、正確な読み取りや表現の特徴の理解が不十分であると記載されています。

昔から読み書きそろばんと言われていますように、もっと多くの本を読むようにしないと、本人が上の高等学校や大学、そして進学し、社会に出てから困るのではないかと思います。

そこで、次のことを教育長に伺っていきたいと思います。

- 1、なぜ、こんなに本を読まないのでしょうか。
- 二つ、本を読ますように、どういう指導をしておりますか。いきますか。

三つ、今後、月に何冊位を目標にしますか。

4、それはいつまでにしますか。

5、1年後、もっと多くの本を読み、国語の理解力、表現力が上がるように、もっと努力すべきではないでしょうか。

六つ、オープンスクールに参加し、それぞれに目標を持たせて取り組んでおる学校もありましたが、この取り組みについては、どこの学校も、そのようにしておりますか。

一つ、挨拶も学校によって廊下に張り出しておりました。80 パーセントであったとか85 パーセントになったとか廊下には張り出しておりますが、これらの取り組みについても、どこの学校もしておりますか。

一つ、100 パーセントどの子も挨拶ができるように、どのような取り組みをしているのか。そのことについて、教育長に伺っていきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長(西岡 正君) それでは、答弁お願いします。はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長(勝山 剛君) 皆さん、おはようございます。

それでは、岡本議員のご質問に答弁させていただきます。

まず最初に、学力向上に係わる「確かな学力きらめきプラン」の検証についての8項目 のご質問を受けました。

その一つ目ですが、なぜこんなに本を読まないのですかとのご質問ですが、子供たちの生活の中で、テレビ、コンピュータ、携帯電話、スマートフォン等の視覚による画像情報が、最近、あふれております。幼少のころから、画像による情報の中で生活している子供たちは、視覚とりわけ画像による情報で物事を理解することが、文字を読んで理解することよりも多くあると考えられます。それは、私達、大人の社会の中でも言えることです。

本を読まないのは、子供に原因があるんでしょうか。大人に、大人がつくる環境にも原因が、要因があるのではないかと考えております。

そこで、本が好きになる子供を育てるには、まず、私達大人が、本好きになることが一番の近道ではないでしょうか。家族そろって本を読む時間をつくり出すことが大切ではないかと考えております。

二つ目の本を読ませるように、どのような指導をしていますかについてですが、まず、学校では、短時間からでも本に触れることをはじめています。本を開く、文字を読むことに抵抗感をなくすよう、読書の時間を確保しております。単に、本を冊読みなさい。と強制的に本を読ましても、結局は本を好きになれる子供たちの育成はできないと考えています。本の面白さを少しでも味わえるように、各学校では読書タイムを設けたり、たくさんの本を読んだ子を全校生の前で称揚したり、学校全体で目標を決めて、読んだ本の冊数を短冊にして、積み重ねてみたり、高学年が低学年に読み聞かせをして本に親しむようにしたりと、様々な取り組みを行っているところでございます。

三つ目の今後、月に何冊くらいを目標にしますかについては、先ほど来言っておりますように、単に冊数だけを目標にするのではなくて、読書の時間を確保することを最優先にしているところです。そのために、全員で読書をする読書タイムはもちろん、中学校では、給食の待ち時間など少しの時間を見つけて、単行本を手元に持ち、本を開く習慣づけを行っている学校もあります。短時間でも集中して本を読むことで、さらにその続きを読みたいという気持ちが高まる。そういう、できるだけ本に親しみ、様々な本に出合える機会を

与えるようにしているところです。

四つ目の、それは、いつまでにしますかということですが、読書の時間を確保する取り 組みは、既に学校で継続しております。また、学校だけでなく、家庭でも、みんな一緒に 読書の時間を取っていただけるようにも呼びかけているところです。

ある学校では、家庭でのノーテレビデーといって、テレビをつけずに家族の会話の時間 や読書の時間などを持っていくよう進めているところもあります。

五つ目の1年後、もっと多くの本を読み、国語の理解力、表現力が上がるように努力すべきではということでございますが、ご質問の中にもありますように、読み書きそろばんも大切は基礎基本の学習であります。しかしながら、今求められる学力は、それにプラスして、思考力・判断力・表現力です。もちろん読書の時間は大切です。ただ、読むけでなく、主体的に学習に取り組み、まず、自分の考えをしっかり持ち、それを表現することが求められております。そのためにも、本を読むこと、また、書く活動も大切だと考えています。

授業の中で、言葉にこだわり、それをイメージ化したり、互いの意見を聞きあい、討論 しあったりしながら、より理解力・表現力を高めていく授業の工夫をするよう、指導をし ております。

読書の時間だけでなく、計算や漢字等の宿題等にも集中して取り組むようしっかりと集中した学習時間を確保することが学力をつける、すなわち生きて働く力をつけるための取り組みと考えております。

六つ目のオープンスクールに参加して、それぞれに目標を持たせて取り組んでいましたが、どの学校もしているのかということについては、先ほど申しましたが、冊数の目標というよりは、どの学校も本を読む時間を確保することを最優先にしております。もちろん、たくさん読んだ児童生徒については、全校生の前で称揚し、小学校では、読んだ冊数によりシール等を貼ったりして、意欲が向上するように取り組んでいるところです。

七つ目の挨拶も 80 パーセントだったとか、85 パーセントになったとか廊下に張り出していたが、これはどこの学校もしているのかということについてですが、具体的に数字をあげて呼びかけているのは、中学校での取り組みではないかと思いますが、各学校とも、生徒会や児童会等々が中心となって挨拶やチャイムが鳴ればすぐに席に着くなどの基本的な生活習慣や学習規律の確立等を通して、自律した行動も身につけ、自主的、主体的な態度を育むように努めているところでございます。

最後に、8つ目の100パーセントどの子も挨拶ができるように、どのような取り組みをしているのかについては、先ほど申し上げましたように、中学生は生徒会が中心になり、教師も一緒になって取り組んでおりますし、小学校においても、朝、校門での管理職や教職員の声をかけての出迎えや、児童会役員による呼びかけや朝会での校長の呼びかけ、地域の方々の協力による朝の交通指導立ち番での声かけ、人に会うと自然と挨拶ができる習慣づくりに、学校・家庭・地域が一体となっての取り組みをお願いしているところでございます。

挨拶は、いつでも、どこでもできることが大切であります。これまでも、そして、これからも、学校・家庭・地域が一緒になって継続した取組みを続けていく、いきたいと、そのように考えているところです。この場での答弁とさせていただきます。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) ありがとうございます。

それでは、また、再質問ということでさせていただきます。

ここにいただいた佐用町「確かな学力きらめきプラン」の中にですね、学校における指導方法の改善という中とかですね、読書時間を設けてね、子供たちに、朝、読書時間の中で読書をさせておりますということもうたわれておりますけれど、そうやってしておるにもかかわらずですね、やはり、そういう1冊から2冊までが90パーセント近くということで、私もですね、オープンスクールとか学校へ運動会があったりした時に、ちょっと中へ入らせていただいて、いわゆる図書館の各自の図書を何冊読んだかというようなことを必ず学校で見せてもらっております。

また、トイレへ行って、トイレの、そういうげたやスリッパ、そういうような物もきちんと並んでおるか。また、学校の廊下のほうの清掃なども行き渡っておるかと、そういうようなことも、いつもチェックいうんか、確認もさせていただいております。

ですから、こういういい題目を唱えておきながらですね、この前、谷口さんいうんか、 教育の中で、この説明受けた時に、やはり本の冊子がぶ厚くてですね、それは一概に言え ないとか、いろいろそういうことを言われておりましたけれどね、そうじゃないんですよ。

ここの中にも、はっきりこのデータが示しておりますように、やはりこの中学校2年生の子、そしてほかの4年生の子なんかでもですね、何かものすごく年によって違ってきておると思うんですけど、そこらへんは、やはりある程度、先生によってか、学校によってか知りませんがね、いいことについては、教育長や校長会などで学校統一するような格好で、そういうお話はできておるんかどうか。そこらへんについて伺いたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長、答弁願います。

教育長(勝山 剛君) まず、ここの表のですねデータ、これについては家庭でのことですので、学校はですね 1 冊 100 ページか 50 ページの本もあるでしょが、それぞれ子供たちは、朝の読書の時にですね、自分の好きな本、興味のある本を持って 1 週間に 1 冊読む子もいるでしょうし、 1 冊が 2 週間ぐらいかかる子もおるかも分かりません。そういうことで、学校は学校で、そういう機会を持っておるということでございます。

で、先ほど、繰り返しになりますけども、これは家庭の分ということで認識していただきたいと。

それから学校、小学校 10 校、中学校 4 校ございますけれども、全て例えば、決められたことをきっちりやっていると。それはね、なかなか難しいことなんです。と言いますのは、各学校によって時間割編成というのを変えております。

小学校では、休憩時間が5分しかない授業と授業との間ね、そういうふうに詰めて、そして中間的に20分、25分、外で遊んだりですね、そういう業間という時間を取っております。

中学校は、だいたい休み時間は 10 分です。それから昼の時間は給食がありますので、 次の時間まで、だいたい 15 分か 20 分ぐらいしかございません。けども、朝の読書の時間 は、だいたい 10 分平均取っておると、そういうことでございます。

ですから、そういう学校の1日のプログラムの中で、いかにそういう時間を設定していくか。これは校長、学校裁量に任せております。

しかし、全然してないとかいう学校はございません。ある程度の基本を持ってですね、 読書の重要性も文科省も県教委も言っております。私達も、佐用の教育委員会も読書は大 切だということで指導しておりますので基本的な時間的なもの、機会を与えると。これは、 各学校ともやっているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) これは、そしたら各学校の先生も、それから親とか生徒も、これは もらっておりますか。全部。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 9月のこの報告をさせていただきました時にも、教職員全員研修、 半日持ちまして、これに携わっていただいた大学教授、また、私達も参加して、全職員、 管理職も含めてですね3時間半ほど研修をして、全て手元に持っております。

で、これを持って、今後、佐用の教育の、まだまだ力を入れていかなければならない点、 ここに列記しておりますけれども、これについて、各学校で、それぞれさらに子供たちの 実態を見ながらですね、進めていくと、そういう共通理解を図っておるところです。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) 今、尋ねましたように、親とか子供たちも、これは持って知ってお るんですか。この中身については。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 全て保護者や子供たちに、これを提供したか、これは確認しておりませんけれども、もう公開している部分ですので、特に家庭における望ましい生活のあり方とか、こういうことについては、当然、保護者に伝えなければならない部分ですので、伝わっておると、そのように理解しております。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番 (岡本義次君) 教育長が、全部、子供たちや親にですね、配布がもう一つ今の話の中では、配布されたかどうかいうんが、ちょっと私には伝わらなかったんですけれど、これは確か、親も子供も、当然知ってですね、そして先生の中でも共通認識として、やはりこういうことでは、佐用の小学校の、小学校、中学校の義務教育の中でですね、本という

ことは、自分の知らない外国のこと、また、昔の戦国時代のことやら聖徳太子とか、そういうことでも本を読めば分かるようになることです。

ですから、そういうことを分かって、ここでもですね、人生で大切なことは、すべて「書店」で買えると、このように本の中でもうたっております。

ですから、やはりですね、本をたくさん読むことによって、その人の、いわゆるいろいろなことの知識が分かり、また、それで自分が表現できることも、段々できてくるというふうに思うわけでございます。

ですから、こういういいお題目があってですね、絵に描いた餅に終わらないようにするためにはね、やはり私は、皆さんに本を読んだ感想文、原稿用紙3枚に、例えば、1週間に1回でもね、出さすようにしたら、私はもっと、本を読む習慣が、読まなあかんと。そしてまた、それを書く、読んで、どのようなことがよかった。どのように自分は感銘したとか、どのように、やっぱり、そういうことが表現力とか、この記載力いうんか、出てくると思うんです。そこらへんについては、教育長、どのように思いますか。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 私も中学校の教壇に立っておりました。国語の教員でした。読書感想文書かすのに、どれだけ苦労したか。文字を書くというね、子供たちも、夏休み、長期であればですね、一つの本、1冊を読んで感想文書いてきます。

でも 40 人のクラスで、やっぱり 5、6 人はね、原稿用紙 3 枚は非常に苦痛なんですね。 1 枚やっと。けど、その 400 字の中に、どれだけ 100 ページの内容、感動したことが書けるかという、そこを見てやらないとだめなんですね。

で、ここにも書いておりますように、一読した後、感想や気づいたこと等を書く時間の確保、こういうことがね、なかなかできない、その授業を進めて行く上でね。しかし、それを、これから、できるだけ確保しようと。授業の中で。学校の生活の中でね。そういうことを、これからも努めていきたいと思っています。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) やはりですね、そういうことを、例えば、皆さんの全校の中でね、 そういう感想文を書いて、いいことが書かれておりましたらね、やはりそれをもって、皆 さんの中で発表会も月に1回ぐらいやってみるとかね、そしてまた、いい本は、こんない い本があったということで、皆さんが、こういう本をいいですよと。みんな読んだらどう ですかということの呼びかけにもなってくると思うんですよ。

ですから本を読むことによってね、やはり、その人は、高校、大学、また社会人になった時にね、そういう本を読んで、その知識力と、そういう表現力ができたりして、やはり大いにですね、人生一生の中で、その財産となって生きてくると思います。

ですから、もっとそういうことについてね、やっぱり教育長は、校長会とか学校の先生の話し合う機会の中でですね、口が酸っぱくなるぐらいまで言っていただいて、子供たちが少しでも本を多く読むようにやっていただきたいと思います。

そうしないと、やはりこれでだったら、佐用町の子供たちが、私、ちょっと、もう少し

頑張ってもらいたいと、こういうような気持ち持ってます。

ですから、そこらへんについてはですね、今、教育長、この中で答弁としておっしゃっていただいたんですけれどね、まだまだ、ちょっと私だったら、ちょっともう少し頑張ってもらわんとあかんという気持ち持ってますんで、一つよろしくお願いしたいと思います。

それから、このどう言うんですか、挨拶運動に、挨拶のんでもね、その学校によって、そういうずっと、みんながどれだけできたかいうやつを廊下に張り出したりしておりましたけれど、そのことについてはね、やはり当番を決めて、その子供たちも、また、先生もかわりばんこででもね、門に立ったりしながら、私ら、私自身は、子供たちが、朝登校する、下校するおりにも、必ず子供たちに声かけてね、そういう気をつけて行けよとか、また、おはようとか、さよならということは声かけてもらわしております。

ですから、地域の人も、そういうすることは大事なことでございますけれど、やはり子供たちが世の中へ出てね、それが、今、教育長おっしゃったように、どこの場でも、どのような会社へ入って行っておっても、物を言わんだりしたら、やっぱり1日の始まりがね、やっぱりどう言うんですか、挨拶によって始まってくるというふうに、挨拶が大事なことだと思いますんで、そこらへんについては、教育長は、やっぱり、どこの学校も、そういう取り組みをするように、もし、ちょっと全部が分かってないんだったら、そのようなことを言ってもらえますか。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 私達が生活する。子供だけではなくって、私はもう、挨拶が一番や と思ってます。

個人的なことですが、最近、おふくろが年がいきまして、なかなか朝一番の声が出ないようです。この間、おはようと言ったら、返事が帰って来ませんので、おはよう言うて、大きな声で言うたんです。言うたがな。こういうこともあるんですね。

子供たちが、挨拶が、声でするのか。目でするのか、私は、いろいろな子供の心、例えば、朝、家で起きた。そこの1時間ほどの間に、お父さんやお母さんや家族とのふれあいの中で、気分的にちょっと落ち込んだとか、明るくなったとか、そこでも音量いうのは、非常に違います。

だから、ただ単に、おはようございますと、寒いねと、そういう声をかけるのが挨拶だと捉えるならば、これは非常に難しいです。

校長をしている時に、ある女生徒が、毎日、ぎりぎりに来ておりました。声かけました。 ずっと。 2週間たっても、 3週間たっても、私の顔見てくれません。で、徐々に顔を見る ようになってから、今朝はお母ちゃんと、にこっとして行ってきますいうて言うたか。ほ なら、今日は、お母ちゃんと物言わんと出てきました。ああ、これなんだと。これなんだ。 で、段々声を、回数を重ねていくと、笑顔になって、その子は3年生でした。 2人とも。 卒業式の日に私のとこへ来て、毎日声かけていただいてありがとうと、学校が楽しくなり ました。これは、正直な話しだったと思います。

ですから、子供たちの、それぞれの一斉にすることは、ほとんどの子供がします。授業の時に起立して、お願いします。ありがとうございました。これは、どっこの学校も最初と最後はしております。しかし、普段の生活の中で、挨拶ができるか、できないか。これが、一人一人の持っている心なんです。それを、私達、大人が、どう引き出してやるか。これが非常に大事だと、私は、そのように考えております。これからも努力します。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) それとですね、私、思うんですけれど、学校の先生が教室の中でね、 子供たちに、そういう挨拶のこととか、本を読みなさいとかいうことも大事でございます けれど、各野球部の顧問の監督、ソフトボール、バレーボール、それぞれの監督がですね、 そういう練習、試合の前にね、必ずこういうことを取り上げてね、言っていただきたいと、 このように思っております。

私も、子供3人おりましてね、子供たちに、ソフトボールの監督で、久崎の小学校とか、西宮でも、ちょっと 10 年近くおりました時に、子供たち少年野球に、監督なりコーチで出させてもらった時に、私は、子供たちにね、3分間正座させて黙想させるんですね。そして、その中で、人と会うたら挨拶するんですよと。1週間に1冊は本読めよと。そして、家の手伝いでも、自分決めてやれよと。そして、草抜きやら、ごみを拾うんでもね、そこのグラウンドを整備、子供たちにさせたりね、それから、文武両道と言いますけれど、やっぱり運動も続けてね、やることによって体が元気になり、そして自分から人に言われんでも道具片づけたりね、そういうことやりなさいということを常に言ってきたんです。口酸っぱく。

この中に、そうやって長いことバレーで教えていらっしゃる課長もいらっしゃったりね、 そういう監督が生徒の練習前、試合前に言うことのほうが、子供たち、よく聞いてくれる 思うんですよ。監督のね。先生が教室の中で言うより。

ですから、そういうことが、私は、やっぱり大事じゃないか思います。

ですから、私が、佐用高校が5、6年前でしたか、ちょっと4回戦、5回戦、1回いいとこまで行きましたね。あの時の子供たちを、軟式ですけれど、3年間ちょっと小学校4年、5年、6年の時に教えたんです。そしたら、その子たちが、今でも監督って言ったり、その大学通った時でも、監督、私は、僕は、どこどこの大学通ったんやと一番に喜んで言うてくれました。

ですから、その子供たちがですね、やはり、君が頑張ったから、そこの大学も受かり、 そして、それだけできたんやで、これからも頑張れよということをですね、その子供と会 うても、挨拶がこうやってできるんですよ。

ですから、そういうことを、子供たちがですね、やっぱりいっぺんに、10 段も 20 段も 飛び越えるいうことはできませんが、1日1段ずつ上っていくようにね、もう何回も何回 も、繰り返し繰り返し反復することによって、そういういい習慣がね、身についてくると、 このように思っております。

ですから、野球の練習でも、それから、そういう普通の、こういうしつけのことでもね、 やはり日々の積み重ねの中でできてくると思いますので、大変かと思いますけれど、教育 長並びに校長先生、普通の諸先生も、そして教育関係に携わっている方、一つ、子供は地 域の宝、国の宝でございます。佐用の子供たちにも、世の中へ出て困らんように、しっか りとやっていただきたいと、このように思っております。

この質問については、以上でございます。

それでは、2件目のですね、西宮市との姉妹都市を結んではどうかに入らせていただきます。

今、佐用町はどんどんと若者が働く場所がないがため、企業や会社もなく、街に出てしまっております。お年寄りが亡くなり、どんどんと人口減少が続いております。

そこで西宮市と姉妹契約を結び、西宮の子供たちや親もですね、金、土とか、また、日月とか、春、夏、冬休み等に小学校や、親子を天文台のハウスに迎えたり、1泊2日での天文台で星を見たり、キャンプで山を歩いたり、佐用町からも西宮の甲子園や都市との交流をはかってはどうでしょうか。

一つ、佐用の町を元気にするためにも、こういうことが大事であると思いますが、町長 に伺っていきます。

一つ、西宮市長が佐用高校出身の河野昌弘市長が、今、なっていらっしゃる。今、こういうことはチャンスであると思います。

それから二つ目、中国自動車道で約1時間ぐらいで行き来できると思います。

三つ、佐用町で取れた特産物販売や祭りとかイベント等に一緒に参加してもったり。

また、四つ目、ひまわり祭りや笹ヶ丘に泊まってもらったり、そこで鮎のつかみ取り等 季節に応じたような行事をやっていくと。

五つ目、蛍の季節や棚田や菖蒲園等にも参加してもらうとか、そういうことに行って交流を深めてはどうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、それでは町長、答弁願います。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) どうも改めまして、おはようございます。

今日は、朝から冷たい雨が降っております。本当に寒くなりまして、風邪が流行ってきているようです。十分、お気をつけいただきたいと思います。

今日と明日、2日間の一般質問でありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、岡本義次議員からのご質問、2点目の西宮市との姉妹提携を結んではどうか という提案につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、姉妹提携ですね、都市間の。西宮市との姉妹提携ということについてですね、これは、現の西宮市長が佐用高校の出身ということだけではですね、その姉妹提携をする動機は非常に、これは薄いのではないかというふうに思います。

また、姉妹提携ということについて、他の市町でもですね、かなり、いろいろと行われているところも多いんですけれども、私は、この姉妹提携によって、そうした人口、交流人口がですね、増えているという例、あまり聞いておりません。

見ていてですね、これは市町間の一部の人のですね交流的な、おつきあいというようなことがされているわけですけれども、どうしても一部の限定した人の方の交流ということにとどまっている例が、非常に多いという感じがしておりますので、姉妹提携ということについては、あまり、その重要性というのは、私は、感じておりません。

ただ、岡本議員がですね、ご指摘のとおり、こうして人口減少の中でですね、その対策の一つとして交流人口の、これの拡大ということは、これは地域のまちづくりにおいて大きなテーマではないかというふうに考えておりますし、ご存知のように佐用町におきましてもですね、以前から町の資源、自然などを活用してですね、棚田の交流事業をやって都市の方との交流を図ってきておりますし、また、長林のキャンプ場や奥海のキャンプ場なども、今、大阪の青少年の活動団体と提携してですね、そういう施設を活用した交流を行っております。

また、道の駅や味わいの里やふれあい上月とかですね、そうした農産物の直売所、特産品の直売所などを設けたりですね、また、ひまわりやルピナスや花菖蒲園、お話のようにですね、そういう栽培をして都市部の方の観光としてのですね、交流人口を増やしていこ

うと、こういうことにも取り組んでおりますし、また、教育や文化の面でもですね、おきましても天文台公園を建設したり、スピカホールをつくったりして、定期的なコンサートや、またスポーツ大会などを、かなり大きな大会も開催をして、1年を通してですね、そうした交流人口というものを子供から大人までですね、幅広い交流人口、そういうものの確保、拡大に、これまで努めてきております。

また、近年ではですね、企業と提携して、そして、田舎での農作業体験等の交流活動を 行うことによる、新しい農業や観光ビジネスの創出を目指すとともにですね、交流人口、 また、定住人口の拡大による農村の活性化や都市部の皆さんの新たなふるさとづくりなど を目的とした活動も行っているところです。

このようにですね、一つ一つは地道ではありますけれども、幅広く今後とも、どの都市ということにこだわることなくですね、都市住民との交流を図ることによりまして、佐用町の活性化を図る取り組みも続けていくことが重要であるというふうに考えております。

このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) はい、ありがとうございます。

先だってね、日曜日に三日月でマラソン大会ございました。多くの方が参加していただいてね、そうやって段々と佐用町におきましても、そういう他都市、また、町外からの人も多く参加されてですね、そういう特産物なんかも列をなしてですね、販売されておりましたし、また、ホルモン焼き、食わせ隊の方たちも多くの方が並んでね食べられたり、また、その味わいの里の方もてんてこ舞いのような格好であったと思います。

そういうことは、いいことだと思うんですけれど、今、西宮市とのことで、今、申し上げたんですけれど、西宮市はね、人口が 48 万 6,362 人、面積が 100 平方キロですね。面積はうちの 3 分の 1 ほどしかございませんが、人口が 48 万ということで、私も 1 R へ勤めておった時に、西宮に 10 年近くですね甲子園口に住まわせていただいて、環境のよいところでございましてね、住宅街の、そういう、小学校の数もですね、40 何校ですか、それから私立が 2、中学校が 20、高校が 7、私立が 8 ですね。大学が 6、そして短期大学 3 と、このように、そういう学校面においても、とても恵まれた環境のよいとこでございます。

ですから、そういうとこと、やはり今、河野昌弘さんて大原の方らしいんですけれど、 佐用高校出身の方が市長になっていらっしゃる時こそね、やはりお互いに友好の絆結んで ね、西宮市の方が親子連れで佐用町に来ていただくことによって、やはり今、町長おっし ゃったように都市との交流人口増やして、佐用町を一つでも元気にさせるということでね、 私は、やってみる値はあるんじゃないかと、このように思っております。

ですから、こういう方が佐用町、1時間ほどでね、高速、私もよく西宮市も行き来する んですけれど、1時間あったら佐用インターからでも行くことできます。

ですから、西宮の人口の 48 万というのは大きな魅力でもございますし、そういう佐用町でとれた特産物でもね、そういう方が来て、ある程度買って、土産として持って帰っていただいたり、また、親子体験の中でね、佐用のよさを知ってもらったりということが、私は、とても大事じゃないかと思うんですけれど、町長は、今、ある特定のとことは、あんまりという答弁でございましたけれどね、やはり私は、ある程度、そういうとこと結んでこそね、向こうもやって来る、こちらも、また行かせてもらうということはできるんじ

やないか思いますけれど、そこらへんについては、やはり今の事業も確か多くてですね、 大変かと思いますけれど、さらにこういう方が、大勢来て、佐用町に来ていただくという ことは、また、泊まっていただいたり、またすることによって、佐用町のお米とか、それ から野菜とかも、また、その商い、賄いする人たちのことも、それから宿泊の施設の方も、 そして、ある程度潤ってくるんじゃないかというふうには思うんですけど、そこらへんに ついては、町長は、どのように思っていらっしゃいますか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵逧典章君) 西宮の方もですね、佐用とのいろんな関係で交流もしております。 ただ、西宮というのは県内の一つの大きな都市ですけれどもね、県内には明石もありま すし、加古川もありますし、宝塚もありますしね、いろんな都市があるわけです。

ですから、西宮市との、例えば、姉妹提携をするという、それは、そういうほかの都市 以上にね、緊密な関係をつくったらというご提案をいただいているわけですけれども、そ れには、当然、相手方の西宮市さんも佐用町に、非常に何かの大きなつながりがないとで きませんし、それと、ただ提携を結んだだけではなくってですね、先ほど、お話のように、 定期的にいろんな交流事業というのをやらなきゃいけない。

ただ、それは、どうしても交流事業と言ってもですね、今、やっている、そのほかの都市と同じ、来ていただいているのと同じような形でやっていく以上のことをですねやっていくという、西宮市とだけするということは、やっぱりほかの市町と、じゃあなぜ、ほかの市町と違うんだということにもなりますよね。

ですから、私は、河野市長はね、私もよく存知上げてます。佐用高校をね、大原の西栗 倉ですからね、西栗倉から佐用高校へ通われた方で、非常にまあ親しみやすいですね、す ばらしい市長ですけども、河野市長が佐用町と、そういうことで西宮市で、何か施設をつ くろうとかいうことをねお話をいただいたり、その必要性があって佐用町に、そういう関 係を持っていただけるということであればね、また、そういう関係をですね強くしていく と、新たな特別な関係をつくっていくということも必要かと思いますけどもね。ただ、姉 妹都市というね、一般的に、今、言われているような姉妹都市というような関係をつくる というのは、こちらからお願いをしても、西宮市さんとしても大きな都市の中で、そうい う活動をしていただけるということについては、今までの姉妹都市の、ほかの例を見ると、 あまり効果、大きな効果は期待できないと、そういうふうに私は見ているということです。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) どういうんですか、そういう型にはまったようなね、そういう、いわゆる今までと違ったような、その中で、ある程度、ざっくばらん的な格好の中でね、向こうと、そういう交流ができて、そういう四季折々にでも小学校、中学校の方が親子連れでやってきていただけるような一つのね、足がかりいうんか、道筋でもできればいいんじゃないかというふうに思いますので、一概にそういうこと、一つの、その河野さんという立派な市長がいらっしゃる時こそね、こういう一つの道筋をつけるいうんは、大事なことじゃないかと思いますので、また、町長ほか商工観光課長も含めてですね、そういう勉強

もしていただいてね、さらに佐用がよく都市との交流に、今まで以上の方がやってきてくれるようになると、私は、確信しておりますので、さらに勉強を、理解力深めて、また、前にちょっと取り組んでみていただきたいと思います。

まあ、このことについては、以上といたします。どうもありがとうございました。

議長(西岡 正君) 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番 (新田俊一君) 皆さん、こんにちは。

さっき岡本さんがおはよう言うたんですけども、10 時過ぎて 11 時近くなってますんで、 そう言いました。

それと、今から一般質問するわけなんですけれども、非常にこう、何かこう同じような言葉をたくさん書いておりますし、皆さんも理解しにくいところがあるかとは思うんですけれども、答弁者の町長から、私がこういっているとこがあるなというようなことを考えて答弁していただけたら大変ありがたいと思います。

それでは、質問事項としまして、農林業と自然災害を守る方策はありますかということで以下、4点についてお伺いをしてまいります。

問の1番ですけども、台風や竜巻、地震に津波、世界各国で大変な被害を受けています。 日本に於いても、阪神淡路大震災、東北地方の地震、津波、大雨。その上に、原発崩壊に よる放射線の被害。除染は進まず、市町村民は、作物を植えても、全部放射性物質の検査 を受けてから販売ができるという苦しい立場にあります。早く解決を、このようなことを 解決をすることを心から願っております。

さて、佐用町は、平成 21 年 8 月 9 日の台風 9 号による災害も 80 パーセントぐらい復旧 されていると思いますが、まだまだ危険な箇所がたくさんあります。山の地すべり、小河 川の未整備等々危険箇所が非常に多くあります。これらの状況をどう整備していくのか、町長に伺いたいと思っております。

問2でですが、最近予測の範囲を超える大雨が降り、その対策ができていない町において、未整備箇所、用水路の改良等を考えているのか。また、調査しているのか、伺います。

3点目ですけども、農業離れで放棄田、放棄畑が増えております。大切な水田が草が繁茂し、昔の田園風景が少なくなってきました。世界で、自然災害で農産物が減収になり食糧が不足していると聞きますが、世界での人口増と地球温暖化による災害で、食糧危機がくるのではないかと思いますが、自給率を高めるのと併せてどんな方策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

第4番目ですけども、今、よく言われておりますけれども、TPPの合意により、農業も林業もますます苦しい事態になるのではないかと心配いたしております。TPPの対応をするのか、また、政府において、減反をなくし農業への補助金や米価等の値下げを考えていると、テレビ等で言われていますが、これは大変なことになるのではないかと思っております。

食糧の自給率を 50 パーセントにしたいと発言しておりますが、これからの農業を考える時、非常に多くの農業離れが始まるのではないか、そういったことについて、町長の考えを伺います。

この場での質問は、以上です。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、新田議員からの農林業と自然災害を守る方策はあります かということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の山の地すべり、小河川の未整備等々危険箇所が非常に多くあり、これらの状況をどう整備していくのかということについてでございますが、平成 21 年の9号台風による山林農地、農業用施設災害復旧の補助事業や町単独の復旧事業につきましては、工事は、一応全て完了をいたしておりますけれども、佐用町内には、佐用町地域防災計画による山地災害危険区域のうち、山腹崩壊危険地区 178 箇所、崩落土砂流出危険地区 205 箇所、地すべり危険地区 10 箇所がありまして、新田議員の言われているように町内には、まだまだ危険箇所が多く存在しております。

そのために、西播磨県民局の光都農林水産振興事務所において平成 21 年災害以降、治山事業によるえん堤工・山腹法枠工事を 11 月末現在で 43 箇所、施工をしていただいているところでございます。

今後においても、大きな被害を受けたところ、また、山腹崩壊・地すべり及び土石流・流木等による被害が発生する恐れがある危険箇所のうち、人家、道路、公共施設など保全対象への影響が大きい地区において、緊急性の高いとこらから、治山えん堤・山腹法枠工事及び森林緊急防災林整備工事をですね、施工していただくように県民局光都農林水産振興事務所へ、要望を続けていきたいと考えております。

また、町におきましても平成 23 年度より荒廃渓流等整備事業として、荒廃した谷川や 土石流・流木被害が発生する恐れのある危険渓流において土砂止め工事等を行っていると ころでございます。

11月末現在におきまして、地元からの要望 134 箇所のうち 61 箇所の工事を行なっておりますけれども、今後も継続して荒廃渓流整備事業を進めて行くつもりでございます。

次に2点目の町において、未整備箇所や用水路の改良等を考えているのか。また、調査はしているのかというご質問でございますが、平成22年度に西播磨県民局光都農林水産振興事務所において、平成21年の9号台風による被害状況の調査を行っていただき、23年4月に佐用町内の渓流・作業道等、232箇所の被害状況の報告書をいただいております。

この報告書を参考にして、平成 23 年度から町では地元からの要望があった荒廃渓流整備等事業及び林内路網整備事業に役立てて、随時工事を行っているところでございます。

荒廃渓流整備工事は先ほど述べましたとおり 61 箇所、路網整備工事におきましては、 地元要望箇所 35 箇所のうち、既に 13 箇所の整備を行っております。

また、農業用施設の改良工事については、地元要望があれば国・県の補助を受けながら 地元負担ができるだけ少なくて済む方法で取り組んでいきたいと考えております。

次に3点目の農業離れで放棄田畑が増え、世界では自然災害で農産物が減収となり、食糧が不足していると聞いていますが、世界での人口増と地球温暖化による被害で食糧危機がくるのではないかと思うが、自給率を高めるのとあわせてどんな方策を考えているのかというご質問でございますが、我が国の平成24年度の食料自給率は、カロリーベースで約39パーセントと言われております。これはアメリカはもちろん、ヨーロッパなどの主要国と比べましても非常に低い食糧自給率であり、人にとって一番大事な食糧を外国からの輸入に頼っているということ、このこと自体、国の安全保障の根幹にかかわる問題として自給率の改善は、緊急の重要な課題ではないかというふうに、私も考えております。

そのために佐用町でできることは何かということでありますが、佐用町におきましては、

現在、自給率向上につながるように、佐用町で取り組むべき施策として、農産物の地産地 消の推進があるのではないかと考えております。

町内での地元食材の利用率向上をはかるため、啓発と合わせて、町内や周辺地域で需要のある作物の作付を推進するとともに直売施設においては、地元産の食材をより多く取り扱えるよう、施設や仕組みの充実を図ることが重要であるというふうに考えております。

4点目のTPPの合意により、農業も林業もますます苦しい事態になるのではないかと心配している。TPPの対応をどうするのか。また、政府においては、食糧の自給率を50パーセントに上げたいと発言をしていますが、これからの農業を考えるとき、非常に多くの農業離れが始まるのではないかということについてでございますが、TPP問題につきましては、現在政府においてTPP協定の合意に向けて交渉が続けられている状況でございますので、TPP協定合意による対応策につきましては、国の進める農業政策とあわせて、佐用町の農業を守る方策を検討してまいりたいと考えております。

また、これからの農業を考えますと、佐用町では就農者の高齢化が進んでおり、ご指摘のとおり多くの離農者が生じることが懸念をされております。その対策といたしまして、現在推進中の人・農地プランの策定をより推進して、離農者が発生した場合においても、農地を荒廃させることなく、耕作を続けてもらえるよう、中核農家を地域の担い手として位置づけることが重要であると考えます。

また、営農を継続して行う農家においては、単なる転作作物としての麦・大豆などの作付けだけでなくて、米政策の見直しに伴う水田での主食米以外の生産として、飼料用米、また、加工用米の作付けなどを推奨し、所得の安定化を図ることも重要と考えております。

また、それとあわせて、これからの若い方が意欲をもって就農できるような新しい農業技術を導入して、付加価値のある高い競争力のある農作物を生産していく。いわゆる攻めの農業に取り組んでいくことも非常に重要であるというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) 非常にこう丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

ちょっと質問を、もう一度再質問の時にお聞きしようと思っておったんですけども、全部答えられましたので、ちょっと戸惑っておるような状況なんです。

しかし、とにかく地すべりとかね、それから木が古くなってきておりますんで、山がこう雨が降ったら、ほとんど中に浸透しなくて、いっきにこう水が、山からあふれてくるというような状況になっております。雑木林や杉林入っても、本当にこう上の土が少なくなって、雨が降れば、そこらの土をえぐって、河川のほうへ流れておると。こういった状況がたくさんあるわけなんですけども、僕もちょっと、あちこちよく動いて見てみましたが、非常に危険なとこがたくさんあります。今、町長がおっしゃったように、何十箇所かは直して、31箇所ですか、直して、また、これからも渓流、何ですか、整備事業ででも取り組んでいきたいというふうな考え方をされておるようですけれども、実際に、こういったことを何ぼ、この下流の地域の佐用地内とか、上月地内とか、上郡地内の川をよくしていってもね、そういった山が未整備であれば、また、小河川が未整備であれば、たくさんこう土が出てくるわけですよね。そうすると、せっかく何百万立米という土を掘って川をきれいにしておるんでけども、また、すぐに堆積してくるんではないかと、やはり小河川とか山あいを流れている川とか、町長が、よくおっしゃっている山の、この木のね処分、間

伐ですね、それをバイオマスに使うというような話もあるわけなんですけども、ぜひ、そういったことを、ドンドン進めていってきれいにしていただきたいと思っておるんですが、ちょっと、それのことで、ちょっと、もう一度、お願いできますか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 先ほど、ご答弁申し上げましたとおり、そういう、その対策をです ね、今、順次進めてきております。

で、これも非常に莫大な事業費がかかっておりますので、まず、県のほうにもですね、できるだけお願いをして、県事業、国の補助事業としてですね、大きな谷からの土砂の流出防止、これ砂防堰堤ですね、そういうものも町内にかなり、この 21 年災害以後ですね、新しくつくっていただいております。

また、治山堰堤もつくって、流出、特に、治山堰堤の場合は、流木なんかを止めるような、そういう堰堤工もつくっていただいたりですね、それから、山腹崩壊した法面、そこから、さらに土砂が流出しないように、法枠工というて、その崩れてきた法面をですね保護する、新田議員は、十分ご存知ですけども、そういう、その工法でですね、山の土砂流出を防ぐという。

ただまあ、佐用町内、これだけ広い町内ですね、全てに、そういう人工的なものを設置していくということは、これは、佐用町だけが、そういう状態ではありませんし、全国の国土の中で国としてもですね、それだけ大きな事業費を、それに投入していくということは、これは当然、無理なわけですね。

ですから、そういう危険箇所というのはあるということは、前提として、その中で、その下流部に人家が多かったり、公共施設があったりですね、そういう、その危険度といいますか、影響度が非常に高いところから、優先的に順次整備をしていくという形をとっているわけです。

ただまあ、佐用町は、ほかの地域と比べて、21年災害、あれだけの災害でしたから、それだけたくさんのですね、対策が、ほかの地域と比べればですね、していただいていることは確かです。

国や県から事業として、まだ採択ができないような小さな、そういう今言われた小河川、 谷川ですね、そういう山からの流出防止ということで、町単独でですね、荒廃渓流整備事業という形で、まず、土砂の流出を防いで、それ以上、谷川が浸食されないようにですね、 そういう対策として、ああしたふとんかごを積んでですね、浸食されているところを止めて、そして、流れを緩やかにしてですね、下流にまでですね土砂が流出しないように、そういう対策を順次進めております。

これは、全てがそれで、対策ができるわけではないんですけれども、やはり箇所を、たくさんの箇所をやっていくことによってですね、相当の効果は、私はあると思っているわけですけれども、そういう人工的な対策をすると同時に、山の、そういう保水力、また、それぞれ管理をすることによって災害に強いと言われる山に戻していかなきゃいけない。これは、前からずっと言っている山の管理をしていかなきゃいけないということであります。

そのためにはですね、今後、いろいろな皆さんからもご指摘いただき、ご質問もいただいておりますけども、既に山を管理するための、こういう路網、道路ですね、林道はじめ山の道というものが、もうほとんど荒廃、なくなってしまってますから、こういうことの

整備も同時にあわせてしながらね、それと山の整備を一緒にやっていくというようなね、こういう総合的な、やっぱり対策をしていかなきゃいけないと、そういうふうに考えて、今、取り組んでいるところでございます。

〔新田君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番 (新田俊一君) 非常にこう丁寧なご説明をいただき、ありがとうございました。

そのように進めていただいて、安心なまちづくりをしていっていただきたいと思います。 ただ、町長の中にも答弁があったんですけれども、再答弁をお願いせないかんのんです けども、私とこの三日月のほうの小さな河川があるわけなんですけども、その河川がね、 どこが川か、どこが山なのか、田んぼなのか、もう田んぼ、とにかく大きな木になっても てね、分からないような状態のところがあるんです。それがたくさんあるんですよ。

そういった、それからまた、川が繁茂してもてね、多少見えるとこでも、木がザーッと川のほうへ傾いてもて、何カ所かずりかけておるんですけども、そういったところの木の、この伐採というんですかね、川の水をよどまないように、また、ほかを侵食しないように、川の道を、ちょっと整備してするというような考え方、そういうような方法は、どのようにお考えですか。ちょっとお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 具体的に、その箇所のだけのことではなくてですね、今、山全体が、そういう荒廃していますし、特に、一番生活上影響のあるですね、集落の周辺部ですね、皆さんが、いつも生活されているところにおいても、段々と、山の、その木がそのまま放置されて、また、倒れた木がそのままになったりですね、本来、集落の周辺というのは、本来、里山といって、一番手入れをしてですね、栗を植えたり、果樹を植えたり、また、草を刈ったり、それできれいになっていたわけです。そういうところが、家の側までですね、木が繁茂したり、そのまま放置されていると。で、こういう、それは生活上の災害としての危険性もありますけれども、環境面でもですね、非常に悪いと。環境を害していると。こういうことに対する対策として、今、集落の、この周辺の伐採をして整備をしていく事業というのがですね、これは緑税を活用したりですね、集落で取り組んでいただきたいということで、今、話を、それぞれのいろんな集落に投げかけております。

ただ、これも個人では、なかなかできないのでね、やはり地域として、そういうみんなで協力して、整備をしていただくということなので、ここがやっぱり一番これから地域として非常に大変なんですけれども、大事ではないかなと。こういう事業に取り組んでいただくことがね。

まあ、どこまでと言っても、山の全てのとこというのは難しいんで、まずは、その日々、 生活をしている周辺の地域が整備をすることによって、地域も明るくなりますし、また、 これによって、鹿などのバッファゾーンですね、住んでいる家と山との間に、そういう開 けたところをつくることによって、獣害被害も軽減できるということにもつながるという ふうにも言われております。

この事業についても、今、各集落でも何集落か取り組んでいこうということでね、もう

既に手を挙げていただいて、いろいろと協議もしていただいてますし、既に事業もやって いただいているところもあります。

そういうような対策を、集落で、これからも続けてやっていただかないとですね、なかなか個人の山を個人だけが、みんなで管理していくといっても、個人で管理することは、もう難しいということではないかと思いますね。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番 (新田俊一君) いろいろと配慮されていただいておるので、ありがたいと思います。 ちょっと離農者というんですか、放棄田、放棄畑についてなんですけれども、米、特に、 米の場合、このあいだ、新聞に出ておったんですけれども、今、国で持っておる保有米と いうんですか、それが 20 万トン、今あると。それで、今年とれたお米を置くと、約 26 万トンあるんだと。合計すると 46 万トンの米が政府米としてあるというふうなこと、新聞 にも載ってましたはね。

こういったことから、やはり米の値段も、ちょっとこう下がってくるんじゃないかなと思ったりしておるわけなんです。

で、新潟かどっかのあっちのほうの農業者の方が、今、町長がおっしゃっておったとおりに価値のある米をつくっていかないとだめだなというような話もされておりました。

そして、米が 46 万トンあるんですけれども、政府が 5 年の間に減反はなしでつくれと。 それで、今まで減反すれば幾ばくかの補助金を出しておったんですけれども、それも 5 年間でなくしてしまって、もう米、何ぼでもつくってもええぞというような状況で米余りの 状態をつくろうとしておるわけなんですけれども、こういうことが現実に出てきた場合、 この佐用町みたいな小さなとこでね、どのようなことをしたらええんだろうかと。

米がもう、安く安くなってもて、新潟とか、それからあれどこだったんですかね、(聴取不能) だったですかね、米 1 俵が 4,000 から 5,000 円で売れたらええとかいうような話もされていましたはね。

ここら辺だったら、だいたい今、8,000 円とか 8,500 円とか 7,500 円とかと言われておるんですけれども、それが 30 キロで、その値段ですよね。ほな、ものすごく1 俵の差でも倍半分以上に変わってきておると。

それが、まだ、減反はもうなしにするいうことになったら、もっと増えてきたら、本当に農業者がやっていけるんかどうかっていうことが、非常に心配しておることなんですけど、そのへんは、どう思われますか。ちょっと、お聞きしたいんですけど。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これは、皆さんが心配されているとおりで、私もどうなるのかとい うことについては、答えはね、なかなか難しいわけですけれども、そういう今、懸念が非 常に強いということです。

国において、そういう政策が出されていく中でね、それに対する対策を、じゃあ、逆に どしていくのか。国としてもしっかりと、その対策を出していただかなきゃいけないと思 います。

今まで、これまでのですね、減反補償をする調整交付金というものがなくしていくんだ ということですから。 ただまあ、その、既に、お米の自給率というのは、もう既に米が余っているというね、 ただ、これは食糧が余っているんじゃなくって、米が余っているという。カロリーベース で見たら、先ほどお話したように、日本は4割ぐらいしか自給率がないわけなんです。

ただ、それは皆さん、米を食べないからいうことで、そのお米を、今度はカロリーとして、もっと使える方法、だから、そこで国が、かなり今、力を入れて考えているのは、飼料米とかですね、加工米、こういうことにできるだけ、その政策として補助金も出して、それによって米生産というものを維持していこうという考え方ではないかと思いますけども。

ただ、その前提として、やはり国が一番、国として考えているのは、もっともっとコストダウンですね。農地の集約することによってですね、生産農家の規模の拡大、この方向で、ドンドンと進んでおります。

ただ、いつも私達も県なんかの話の時にも言うんですけども、それができるところはですね、コストダウンということは、可能な機械化によってできるわけです。

佐用町におきましても、そうした農地を集約してですね、専業、担い手としてやっていただいている方が何人かいらっしゃいます。その方たちが、今、やっていただいているのが、例えば、多くても 20 町歩ぐらいの耕作です。だいたい 10 町歩から 15 町歩ぐらいじゃないかと思うんですね。

それもその、それしか、限界があるんですね。佐用町のだいたい農地見ますと、1枚の 農地というのは、本当に大きい農地でも1~クタールを超えるような農地はないわけです ね。もう4反、5反の農地、小さければ2反、3反ぐらいなほ場整備していても、そうい う農地です。それをいくら集約してもですね、なかなか、ほんなら大型機械が全部入って 1回に作業が終わるわけではない。いろんなところに、方々に農地を管理をして、私の聞 くところによると町外にもですね、出て行って、そこで効率のいいところを借りて、そこ で農業をされていると。

そういうところですから、これからの農業として、本当に国がね、国として一律に物事 を考えてもらっては困るなということは、まず、前提としてあります。

ただ、そういう政策が打ち出されてくると、その中で、できるだけ農業を続けていただくために、今、国としても農地の、高齢化によって、これから、離農者ということが、ここにも、ご質問にもありましたけれども、離農というよりか、農業が続けられなくなる、高齢によって農業を、これで農地が管理できなくなる、やめられるということになるわけです。その後継者がいないということですね。離農というよりね。

そのために、農地の中間管理機構をつくるということが、今、打ち出されてきております。農地の貸し借りをですね、中間的に集約して、そしてまた、農業生産者にそれを提供していくという、このあたりが、どういう機構としてね、成立させて、それを運営していくのかと。こういうあたりも、いろんな課題がね、今、次々と生まれて、提案されております。

まだ、全て決定をしておりませんし、いっぺんにできることではないと思うんですけどもね。やはり、佐用町独自にと言ってもね、なかなか、それは当然、できることというのは限られておりますので、大きくは、国のそういう政策を、いかにうまく取り入れて運営していくのかということの努力はしなきゃいけないと思うんですけども、今後、今、農業政策というのは、非常に今、転換期と言いますか、大きく変わってきております。一番の柱は、そういう米の、今、これまで何十年と続けてこられた減反政策がですね、これが、根本的に変えられていくというところ、このへんが一番大きいということで、注目と言いますか、今後の成り行きというのをしっかりと見ながら研究して行かなきゃいけないというのが、現在の状況でございます。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番 (新田俊一君) ぜひ、注視して見守ってもらいたいと思います。

そして、また、考え方も変えていっていただきたいなと思います。

最後になるんですけど、突飛な話したいんですけども、放棄田とか放棄畑が佐用町もたくさん見えるわけなんですね。

さっき、これ、町長、相手にしてくれなんだんですけど、本当、昔の田園風景というんですか、そういったものがなくなってきよるわけなんですよね。セイタカアワダチソウいうんですか、何か、あれがいっぱい生えてもて、僕の背丈よりか高いです。大分。そんなとこが、非常に多くなってきておるわけなんです。

それで、このままでは農地がなくなってしまうんじゃないかなと。非常に心配しておるわけなんですけれども、先ほど言ったように、突飛な話なんですけどね、そういうところへね、薬草等を植えて、漢方薬ですよね、この地域のほうにも、たくさん昔使っておられたような漢方薬の薬がなる野草が、たくさん繁茂しておるわけなんですけれども、それを、ぜひね、何とか利用して、植えて、製薬会社とか、そういう薬剤師さんとか、いろんな人と話し合って、そういうとこを薬草でつくって、ちゃんとした田んぼを守っていくというような状況にしてもらったらどうかなと思います。

1 例で挙げれば、自然に生えておるものですからね、つくることは、簡単だと思うんです。例えば、ようけあるんですけども、1 例だけ挙げておきますと、ドクダミもそうだし、ヨモギもそうだし、ダンジン、スギナ、アケビ、オオバコ、サットルクイ、タンポポ、アザミ、アマチャヅル、オウレン、柿の葉っぱ、キハダ、クズ、センブリというような、まだまだ、たくさんあるんですけども、事例を挙げると、そういったものが畑やら、放棄田のところに植えて、何とか、65 歳以上の人でも、そういうとこで働けるようなことを考えていっていただきたいなということをお願い申し上げまして、この場での質問を全て終わります。ありがとうございました。

議長(西岡 正君) はい、2番、新田俊一君の発言は終わりました。

2名の方が終わりましたので、少し時間が早いんですけども、昼食のため休憩したいと 思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。午後1時より再開しますので、よろしくお 願いします。

午前11時30分 休憩 午後01時00分 再開

議長(西岡 正君) それでは休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、井上洋文君の発言を許可いたします。

[7番 井上洋文君 登壇]

7番(井上洋文君) 皆さん、こんにちは。7番、公明党の井上洋文でございます。

質問の前に、この度の町長選挙で、見事3期目に当選されました、庵逧町長にお祝い申 し上げます。

大震災の復旧・復興の総仕上げと、合併特例期間が過ぎる、この4年間は、本町においても正念場の期間ではないかと思われます。町長には、お体には十分お気をつけられ、町民の幸せのためにかじを取っていただきたく期待をしております。

それでは、質問に入らせていただきます。私は、今回、3点の質問を行います。

第1点目の質問は、いじめ防止問題。第2点目は犬・ねこの問題。そして、第3点目は、 部活動に対しての助成についてをお伺いいたします。

それでは、この場から第1点目のいじめ防止を、どう進めるかについてお伺いいたします。

先般の新聞一面にいじめ最多 20 万件、全国の国公私立小中学校などが 2012 年度に把握したいじめは過去最多の 19 万 8,108 件で、約 7 万件であった 11 年度の 2.8 倍の上ったことが掲載されておりました。

これが学校側が積極的な把握に努めた結果だとの分析。このことから、いじめは日常的に起こっているとの前提で対策を講じることが必要ではないかと思われます。

文部科学省は9月に施行された、「いじめ防止対策推進法」に基づく国の基本方針を策定 し具体化いたしました。いじめ防止法は、いじめの定義を、対象にされた児童・生徒が心 身の苦痛を感じているものと規定しております。特徴としては、いじめにより自殺、うつ 病、不登校などの重大事態が発生した場合、学校に文部科学省や地方自治体への報告、学 校または教育委員会に事実関係を調査する第三者組織の設置を義務づけたことでございま す。

また、重大な被害を及ぼす恐れがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害者に出席停止を命ずることも求められております。

基本方針では、イ、子どもや保護者から訴えがあれば、学校が重大な事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査などに当たるとしています。

ロとしまして、調査の公平性と中立性を確保するため、調査組織の構成員に弁護士や精神科医などの専門職を持った第三者が参加するようになっております。

ハとしまして、被害者側に調査結果を適切に提供する責務があるとしております。

二、教育委員会が調査する場合、日ごろからいじめ対応に当たる付属機関を常設するのが望ましい。

ホ、未然防止は全ての児童生徒を対象にした観点が重要としている。

へ、学校が実施すべき施策として、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ対策を担う 中核組織の常設を義務づけた。

ト、地方自治体に対して、いじめ防止基本方針を参酌し、地域いじめ防止基本方針の策 定を求めております。

本町としても地域が総がかりで、いじめ根絶に取り組める現場の態勢づくりをどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長(勝山 剛君) 失礼します。それでは、私から答弁させていただきます。

まず、いじめ防止どう進めるかとのご質問でございますが、いじめは、人として決して許されない行為です。どの子供にも、どの学校にも起こり得るとの認識に立ち、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならないと考えております。

学校現場では、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組み進めることが大切であります。とりわけ、いじめを生まない土壌づくりに取り組む未然防止の活動が一番大切であり、全ての教職員が日々の教育活動の中で実践することが必要です。そのために、未然防止、早期発見、早期対応を心がけ取り組みを進めております。

まず、未然防止については、個々の子供たちの状況や学級・学年・学校の状況を把握するため、子供たちや保護者の意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査やアンケート等を実施し、実態把握に努めております。

また、教師自身の気づきが大切であることから、教師が、子供たちと同じ目線で物事を 考え、ともに笑い、涙し、怒り、子供たちと場をともにすることを指導しております。

その中で、子供たちの日々の様々な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めるように指導しております。互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり、子供たちの心の居場所づくりを図り、子供たちに、自己存在感や充実感を持たせ、いじめの発生を抑え、未然防止への力となると考えております。

さらに、学校教育全体での人との関わり、とりわけ、人権教育や道徳教育、体験教育、 そして、コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実にも努めております。一方、 学級通信や学校通信を通じ保護者や地域の方々への働きかけ、児童、生徒の実態や教育方 針などの情報を提供し、ともに取り組む姿勢づくりを促しております。

次に、早期発見でございますが、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努めております。いじめは、潜在化することを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上が欠かせません。子供たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方々ともに連携して情報を収集することを心がけているところでございます。

子供たちからは、日常の日記指導や生活ノート等による教師との文字での信頼関係づくりをはじめ、スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリング、いじめの実態調査アンケートの実施等による情報の収集を積極的に行い早期の発見に努めております。

また、民生委員、登下校の見守り隊の皆さん、子ども会、スポーツ少年団等の各種団体等から、気になることがあればすぐに学校へ連絡が入るように、日ごろからの人間関係づくり等の体制づくりにも努めているところでございます。

早期対応についてでございますが、いじめの兆候を発見した時には、問題を軽視することなく、早期に適切な対応が大切と考えます。まず、いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行っております。そして、解決に向けて教師一人で抱え込まずに、学年や学校全体で組織的に対応するため、いじめ対応チーム等を組織します。その上で、複数の教職員で事実確認を行い、教職員間の連携と情報共有を随時行い、いじめ解消に向けた指導体制と方針を決め、保護者と連携し、いじめられた子供はもちろん、いじめた子供への具体的な対策と継続した指導と経過観察を確実に行うように取り組んでいるところでございます。

また、いじめなどの問題行動に対しましては、教育委員会、青少年育成センター、子育て支援センター等の関係機関と連携を密にし、些細な情報も共有しながら、学校への指導と必要に応じ兵庫県教育委員会の学校支援チーム等と連携をして対応できるよう、その体制を整えているところでございます。以上でこの場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) 相対的に答弁いただきましたんで、私も、ちょっとこの記入できなかったんですけども、ちょっとまた、二重になるかと思いますけれども、このイ、ロ、ハで質問しておりますんで、それが、これは国の防止法なんですけれども、この本町においてもですね、そのことがなされているかどうかという確認をですね、させていただきたいと思っております。

県のですね、いじめ対応マニュアルというのは、これ3月ぐらい、2月か3月ぐらいにも県もマニュアルの改定ですね、されて、そして教職員向けと、また組織対応ということの大きな二つの柱で県のほうからも、この改定がされているんやないかと思うんですけれども、それも含めて、国のほうの、そういう方針が出ましたので、そういうことを含めて、もう一度お聞きしたいと思います。

まず、イとしまして、子供や保護者から訴えがあれば、学校は重大事態だと言えないと 考えたとしても重大事態が発生したものとして報告、調査などに当たるとしているという ことなんですけれども、これは、どんなんですか。そういう、やはり子供や保護者からの 訴えがあった場合ですね、すぐに、この学校が重大事件として、事項として報告している という、そういう状態ですか。

と言いますと、今、いじめのですね、実態は、どのように今、なっているわけですか。 先般、あれ9月議会ぐらいでしたかね、私、お聞きした時にですね、大津の問題でしたか 起こっておりまして、アンケート調査をですね、全国的にやられて、本町におきましても、 このいじめの実態というんですか、その件数が相当挙がっておりましたんでね、私も驚い たんですけれども、現在、どのような実態になっているか。そこら、ちょっとお聞きした いんですけれども。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 昨年、24年度の9月段階ですね、これは、文科省の指示によって調査したものですけれども、その当時は50件という数字を挙げておりました。

で、これ 2 回、その後、すぐにまた、調査をしたわけですけれども、同じく 50 件の数が挙がっております。で、そのうち、1 回目の調査で 50 件のうち 41 件が解消しているという項目に、41 件が解消。それから 2 回目は、50 件のうち 48 件が解消と、こういう数字が出ております。

で、この9月の段階でですね、調査項目には、例えば、冷やかしやからかい、それから、 軽く体がぶつけられたとか、というような項目も入っております。そういう中で、件数が 増えているのではないか。そのようにとらえたわけです。

で、25年度につきましては、各学校ではそれぞれ学期に1回、アンケート調査等を行っておりますけれども、教育委員会に対しての、いじめの件数としては、小学校で2件、中学校で2件、4件が本年度に入ってきた件数であります。

で、これは、先ほども申しましたように、昨年度の細かな項目でのアンケートではなくって、結果ではなくって、実際、いじめとして取り上げて、学校で、また、親と子供と一

緒に解決に向けたという、そういう具体例としての件数でございます。

それから、各学校でいじめの、例えば保護者から、また、子供から、こういうことがあったと、学校が耳にする、このことについては、現在は、ほとんど、その状況が早いうちに教育委員会にも、こういうことがあってますということは、報告があります。

そして、今後、どういうふうに、その問題解決に当たるのか。学校の考えを聞きながら、まず、教育委員会で方向性、そういうものも指導しているところです。そのことがあって、次に関係機関への相談、協議と、そういうスタンスで、今のところは進めております。以上です。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) 県のほうもですね、これは 12 月に、12 月 11 日の新聞ですか、学校調査で発見、45 パーセントということで載っているんですけれども、いじめの発見の主なきっかけはですね、アンケートも含めて、これは、アンケートなど学校の取り組み、また、本人の保護者からの訴え、学級担任が発見、本人からの訴え、本人以外からの児童生徒からの情報というようにしてですね、この分けられた表が載っているんですけれども、この佐用町としてはですね、このいじめの発見、主なきっかけというのは、先ほど、お話がありました小学校の意見、中学校の意見ということもそうですけれども、この昨年アンケートから表れた 50 件という数字なんですけれども、それ以外にですね、こういう今、申しましたようないじめの発見の主なきっかけということ、これに該当するようなのが、県では相当挙がっているんですけれども、本町としては、どうなるんですかね。そこらの、いじめの発見というのは、どんな状況ですか。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) いろんなケースがございます。本当に、子供がですね、学校で生活しておって、嫌で嫌でかなわん。かなわない。その中で、非常に、今までと生活いうか、 言動が異なってきたと、そういうところで、教師が発見する。また、それを見かねた子供 たちが、先生、ちょっと誰々さん泣いとってやでとかいうようなところからですね、その 中身が分かってくる。

また、教師も子供たちも、その学校では気づかなくって、うちへ帰ってですね、お母さんが発見されて、うちの子、今日、帰ってきて、どうもおかしいんですというところから、そういうじめの原因が分かるというようなこともあります。

ですから、一概に、その発見の、早期発見のきっかけというのが、一つではないということは、分かっていただけるんではないかと思います。

しかし、先ほども申しましたように、教師がですね、やっぱり身近に、子供たちの身近におりますので、やっぱり教師の感性というんか、感覚というんか、そいうことが、これから高く求められるんではないかと、そのように認識しているところです。

[井上君 举手]

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) 私はね、ちょっと言いたいんは、そこなんですよね。教師の感覚とか、感性でですね、このいじめを判断されるという、そこが指摘をさせていただきたいと思うんですよね。

大津でも中学校2年の男子でしたかね、いじめを苦に自殺したと。最初は、学校や教育委員会というのは、いじめと自殺との因果関係というのは、認められなかったんですよね。それが、学校でのアンケートの中で複数の生徒がですね、この自殺の練習をさせられていたとかいうような、そういう事案が出ましてね、そして、この学校でのいじめとの因果関係が証明されたわけなんですけれども、そこら、教師だけの感性とかですね、先ほど言われました、そういう感覚で、このいじめに対して取り組むということは、どんなんでしょうね。もう少し、ここであるロで、私、言わせてもらってます調査の公平性と中立性確保するために調査組織の構成員に、これは弁護士や精神科医というふうに、ここ書かれてますけれども、もう少し、いじめの対しての、この全国的に、こういう問題起きてるんですから、重大事項が発生したという格好でですね、もう少し、そこらのことを深く捉えていただかなかったら、このいじめが問題で、いろんな自殺とか不登校とか、いろんな問題が起きてくるんじゃないかと。自殺とかはないですけども、不登校とかですね、鬱病、こういうものが、本校においてもですね、起きてるんじゃないかと思うんですけど、もう一度、そこらのですね、取り組み、また、第三者に対してのですね、取り組み、そこらはどんなんですかね。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 私個人も、学校に勤めさせていただきましたけれども、いろんな問題行動であるとか、例えば、子供たちが生活する実態を見ている時に、やっぱり最悪のことが想像するというか、考えていくと、こういう視点に立って、物事に対処してきたと、そのように、自分では思っております。

で、先生方も、また、学校全体もですね、一つ一つの出来事、いじめをはじめ、いろんなことがありますけれども、やはり、最悪のことを考えた解決策、これを考え、やっていかないといけないと、これについては、校長会、また、教職員の研修等でも、私も何度となく、そういう事実と言いますか、事例を挙げながらですね、話をしております。

ですから、私が、先生、一人一人の感覚とか、感性とかいう言葉を使いましたけれども、その井上議員おっしゃるのは、その判断でするから見逃していくんだというような捉え方ではないかなと、私、今、思ったんですけれども、そうやなくって、やはり、先生方も、一人一人、やっぱり感覚いうのが、言葉悪いですけれども、ちょっとずれている部分も、それは確かにあります。しかし、それがあるからこそ、さらに感性、感覚いうものを養っていくと。子供の顔を見たら、何かこう感じたと。これはおかしいぞという、そういうやっぱり感覚をですね、高めていかなければならんと、そのような思いでお話をさせていただきました。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) そうしますと、次のハに行かせていただきます。

被害者側に調査結果を適切に提供する責任があるとしているという、特に、個人情報等があってですね、なかなか提供しにくいという面があるんじゃないかと思うんですよね。 現実に。そこらは、この、いじめですから、調査結果をですね、適切に提供し、早期発見に努めていただきたいと思います。

それから、このいじめというのは、私、あるアンケートでですね、このいじめということに対して、取られているのを読ませていただいたんですけれども、これ、いじめというのはですね、いじめるほうも、いじめられたほうも、だいたい9割ぐらいがですね、生徒の9割ぐらいが経験しているということが載っておりましてね、ですから、このいじめというのは、もう先ほど、教育長から話がありました、その2名だというようなことじゃなしに、もっとやはり、恒常的にですね、そういういじめがある、自分がまた、いじめられ、また、いじめる側に立つというようなですね、そういうことが、頻繁にあるということを認識をしていただいてですね、対応していただいたらいいんじゃないかと思うんですけれども。

それと、日頃からいじめ対応に対する附属機関を常設するのが望ましいということを書かれておるんですけれども、先ほどの教育長の答弁で、そういう附属機関みたいなんをですね、つくっていくというような答弁あったんですけれども、そこらをもう少し具体的にお願いしたいんですけれども。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 学校ではですね、これだけいじめの問題、また、危機管理の問題等々が問われている現状であります。

先ほども申しましたように、一人の先生、また、2、3の先生が問題を解決していくというようりも、今現在は、全て学校長に、そういう情報が入り、学校長の指示のもとに、例えば、生徒指導担当とか、それからカウンセラー、それから担任、また、部活動、中学校であれば、部活動の関係であれば部活動の顧問、そういうものを、まず、組織して、情報交換し、方向性を見つけて、また、全教師にも、そういう情報を提供しながらですね、問題解決に当たると、そういう組織的な動きは、各学校でやっております。

また、教育委員会においては、附属機関というところまでは、今のところいっておりませんが、今後ですね、こういういじめ対策の法的なことも、しっかり組まれましたので、それに向けて、今後考えていきたいと。現在のところは、先ほど申しましたように、学校から教育委員会、教育委員会から、先ほど申しました各関係機関に情報提供しながら、それぞれの立場で意見交換をしながら、協議しながら問題解決に当たっておると、そういうところでございます。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番 (井上洋文君) 学校いじめ防止基本方針の策定というようなことが載っておるんで すけれども、これはどんなんですかね。いじめ対策の具体的な年間の計画とか、実行、検 証、修正行う、その中核組織というようなものをですね、つくっていくというような学校で、学校いじめ防止基本方針というようなのは、この本教育委員会ではつくるというような、そういうようなものはないんですか。

いじめの問題が起きてから、これは、千葉県の柏市なんですけれども、この防止条例というのをつくって具体的な、この対策を行っているんですけれども、そういうものを教育委員会でつくるというようなことはないんですかね。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 本年度に入りましてですね、この法ができ、そして、県の教育長会でも県の担当課のほうからですね、こういう法律の中で、今後、学校がやるべきこと、そして地方公共団体がやるべきこと、このことについて説明を受けました。

で、県のほうはですね、12月の4日に兵庫県地方いじめ防止基本方針検討委員会というのが開催されました。その委員さんは、いろんな弁護士、また、保護者代表とか、地教委代表、学校関係 20 人ほどの委員でございます。その中で、いじめ防止等のために兵庫県が取り組むべき方策についてという議題がありますが、ここで、今後、兵庫県としてどうするかということがまとめられると。それを受けて、地方公共団体、教育委員会も含めてですけれども、それを参酌しながら考えていくと、そういう指導を受けております。

そういう指導を受けておりますので、今後、県のこの委員会の動向等を注視しながらで すね、考えていきたいと思っております。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) はい、分かりました。

それでは、このいじめ防止基本方針を参酌してということになってますんで、そういうことを検討していただくということなっておればですね、それで結構じゃないかと思います。

これは、地方自治体に対してもですね、この国の基本方針を参酌して、地域いじめ防止 基本方針の策定を求めておるんですけれども、そこら、町としては、どんなんですか。教 育委員会を、まず、策定するということが先決というふうに捉えられておるんか。そこら、 どんなんですか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 今回の求められている点につきましては、学校現場でのですね、今 の問題が中心になっています。

まあ、教育は学校だけではなくって、そういう指導については、子育ての支援センター、 または青少年の育成センター、それぞれが、また、そういう町としてもですね、教育委員 会と連携しながらですね、設置をしておりますので、そういう中で取り組んでまいりたい と思っております。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文議員。

7番(井上洋文君) はい、分かりました。

それでは、このいじめの問題は、一過性で終わるということではないと思いますんで、 その点、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、第2点目の質問に入らせていただきます。

第2点目の質問は、犬・ねこの殺処分ゼロをめざしてでございます。

昔から、愛護動物は人間の友であり、癒し効果を持ち、共存してお互いが生活を支え合ってきました。人間が生きていく上でなくてはならない存在でした。

しかし、今、全国の自治体で引き取られる犬・ねこは、減少傾向にあるとはいえ年間 22 万匹を超す。その8割程度が殺処分されております。例え、愛護動物であっても人間と同じように生命は尊厳であり守らなければならないと思います。このような現状の中から、本年9月に施行された改正動物愛護管理法は自治体の目標として、殺処分がなくなることを目指してとの文言を明記しております。飼い主や、動物取扱業者にも、命を終えるまで面倒を見る努力義務を課した上で、様々な対策を盛り込んでおります。特に今回の改正で罰則の強化や地方公共団体への情報提供がうたわれております。

県では担当部局と県警の連携強化による協議会の設置や動物愛護推進員が委嘱され活動 を行っております。

また、ある市ではすでに動物愛護管理に寄附金を募り、野良ねこ不妊手術助成制度や殺処分ゼロを目指す事業、また、犬・ねこの適正飼養に係る普及啓発に取り組んでいるところもあります。

本町内においても犬・ねこの管理が不適切で近隣からの苦情を聞くことが多々あります。 改正動物愛護管理法の施行を受け、本町として動物愛護の対応はどのようにお考えなの か、お伺いいたします。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

その前に冒頭、井上議員からですね、選挙の当選のお祝いと、また、改めて激励の言葉を賜りまして、誠にありがとうございます。これから、与えられた、この4年間というのは、佐用町にとりましても、大変重要な時だというふうに思っております。町民の皆さんの幸せを願いながらですね、そのご期待に応えれるように、精一杯、私も務めてまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、犬・ねこの殺処分ゼロをめざしてということのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

近年、生活が豊かになったことを反映してだと思いますが、犬・ねこなどのペットを飼う家庭が、非常に増えております。その一方で、飼い主や動物の取扱業者による虐待行為で、動物が死んだり、苦しんだり、また、不適切な取り扱いから、鳴き声や臭いなどによって、周辺に迷惑をかけてしまう問題も多く発生をいたしております。

このような状況を受け、動物の愛護及び管理に関する法律が、平成 25 年 9 月 1 日に改正され、この法律は、動物の所有者や動物取扱業者の責務として、その動物の命が終えるまで適切に飼養する終生飼養の徹底と、動物取扱業者の動物の適正な取り扱いの推進を目的といたしております。

従来、行政等は、犬・ねこの引き取りを飼い主から求められた場合は、引き取りを行ってまいりましたが、今後、引き取りを拒否できるよう法改正がされたところでございます。 犬・ねこ等を販売する動物取扱業者には、健康安全計画書の作成・個体ごとの帳簿の作成、管理状況の報告が義務づけられ、販売方法についても、行政等に指導や監督の権限が与えられ、飼い主や取扱業者等による、動物の殺傷・遺棄や、給餌・給水の放置、ふん尿が堆積するなどの、不衛生な場所での飼育については、高額な罰則の強化策も、法律に明記をされております。

本町での兵庫県動物愛護センター龍野支所への、飼い犬・飼い猫の持ち込み件数は、飼い主本人又は、家族の直接持ち込みが、年間で5頭程度で、飼い主の不明な犬・猫の引き取り依頼が、年間に70頭程度ございます。また、こぶし苑等の火葬場に持ち込まれるペットの年間の取り扱いの件数は80件程度であります。

住民からの通報による、飼い主の不明な動物の捕獲等については、兵庫県動物愛護センターに依頼をし、地域住民の安全安心の観点から保護・捕獲等は、やむを得ないものと考えております。

今後も住民の方々に対し、動物の放し飼いの禁止、ふんの後始末、狂犬病予防注射の実施、繁殖を望まない不妊去勢手術等、ペットの正しい飼い方の広報活動等を、兵庫県動物愛護センターや獣医師会の関係機関と連携を密にして、町広報誌などで動物愛護意識の啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、このご質問に対しまして、この場でのご答弁とさせていただきます。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番 (井上洋文君) 先ほど、町長のほうから答弁ございましたように、改正された今回 の、この法律、読ませていただきましたら、大変、私らが思っていなかったような、この 第 44 条から 50 条にかけてですね、罰則強化ということもうたわれておりますし、また、 41 条では、地方公共団体への情報提供というように書かれておるんですけれども、どうで すか。この動物愛護に対してですね、この町民の皆さん、そこまでですね、あまり今まで 認識をされていなかったんじゃないかと思うんですけれども、そこらの町民に対してので すね、今回の、こういう法改正についての連絡というんですか、そういうことに対しては、 どのように町民に周知されておるのか、そこらをお聞きしたいんですけれども。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) こういうふうに法律が改正されたんですけれども、確かに、まだ、 町民の皆さんにとってですね、それほど法的に規制をされているという意識というのは、 非常に薄い点があるんではないかというふうに思います。

動物を非常にかわいがって非常に大事にされている家庭、非常に多いんですけれども、 それが、そういう法律のいろいろな規制のもとにですね、飼育しなきゃいけないんだとい うような認識は、意識はですね、まだ薄いというふうに思います。

そういう中で、こういう法律が改正されたところ、その意識を高めてもらうためにも、 ご答弁申し上げましたようにですね、こういう法律が、また、施行されたということ、そ して、これを守っていただくこと、そういう意識の啓発をですね、していかなきゃいけい ないなと思います。

今、担当課長のほうが、また、答弁したらいいことかもしれませんけれども、その内容については、町のホームページ等には、当然、法律改正されたことは記載していてもですね、まだ、広報誌等には、そういう取り上げをしておりませんので、今後、適時、そういう広報活動をしていきたいと思います。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) 今までであれば、そういうふうにして、自治体がですね、行政のほうが、この犬・ねこの引き取りをしておったんですけれども、今回、先ほど、答弁ありましたように、この9月以降については、拒否できるということで、列挙されておるんですけれども、その拒否された場合ですね、この遺棄の増加という、このほかしてしまう増加というのは、増加いうんか、増えてこないかと思うんですけれども、そこらは、どんなんでしょうかね。

[住民課長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(梶生隆弘君) 今までの実態ですけど、飼い主が分かっている引き取りというのは、 ほとんど町では、今までもありません。

ただ、町へ引き取りを求められるものは、それこそ、放し飼いだとか、迷い犬、そういった犬を、今までも動物愛護センターのほうで捕獲をしていただいたというような実態がございます。

ですから、家庭で随時飼われている犬が、例えば、病気になったから、もう、これいらんさかいに引き取ってくれというような事案が、もしあっても、それは、終生飼育という観点から、死ぬまで飼育をしてくださいという形で、引き取りは拒否できるというの、それで、あくまで例外的に拒否ができるのは、それぞれ去勢の手術をしてないだとか、行政から、こういう依頼をしたけど、なかなか、その依頼を理解してもらえない犬等の引き取りについては、これからも、従来でも引き取りを拒否しておったんですけど、これはから、もっと引き取りの条件を厳しくするという形での法改正で、これから、そういう犬が増えるんではないかというご指摘もあろうかと思いますが、これは、先ほど、町長が言いましたように、広報活動とか、そういった形で推進をしていきたいというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) この岡山県の、この山陽新聞に昨日ですね、載っていたんですけれども、動物愛護法改正3カ月ということで、岡山のセンターが載せておるんですけれども、大・ねこ引き取りが激減したということなんですね。それで、前年同期の 20 分の1 の数になったと。それで、遺棄増加懸念もということで、やはり、そういうふうにして遺棄されることがですね、懸念されておるわけなんですが、そこは、自治体が一番心配しているとこだというように書かれておるんですけれども、私、これ引き取り頭数ということで、これ出していただいたん、どこが出していただいたんかな。いただいておるんですけれども、子猫がですね、25 年度は 23 匹とか、24 年度が 34 匹とかですね、それから 23 年が27 匹とかいう、20 何匹おるわけですけれども、これは子猫で、犬はですね、3 匹や5 匹や10 匹やという格好で、引き取りされておるんですけれども、この引き取りが、平成 25 年度からは廃止されたというのは、これは、どういうことなんですかね。

こういう法改正されたで、この引き取りが廃止されたということではないんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(梶生隆弘君) 25年の8月までは従来どおりであったわけです。ただ、9月からは 毅然とした態度で引き取りを拒否しますよと。

ただ、どうしても放し飼いの犬だとか、管理者が誰やら分からないような犬、それについては、もう地域周辺の、そういう安心安全の観点から、それはもう県としても引き取りはするという形で、例外的な措置も設けておりますので、あくまで飼い主不明の犬・ねこについては、引き取ると。

ただ、それから、後、飼い主不明の犬の中でも、子猫についてが非常に多いという現実がございます。犬については、ほとんどないんですけど、子猫で、どこかクラブか、訳の分からん倉庫の中で生まれとう分を、これ持ってきたんやという形で、これを引き取ってくれというのが、大きな、それが大きな数の要因になっております。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) ここに載っているの、飼い犬も、これ引き取られておるんですよね。 25年度は飼い犬だけなんで、不明な、そういう犬っていうのは、ないんですけれども、飼い猫もおりますけれども、今の答弁と、ちょっと違うんですけれども、それはそれでいいですけれども、そこらは、私らも心配するとこなんですけれども、そういう数がですね少なければ別に問題なんですけど、ここに表れておるんは、飼い猫や飼い犬が、ここへ表れておるんでね、そこを心配してお聞きしたわけなんですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(梶生隆弘君) 井上議員がお持ちなのは、7月末という形で表記、括弧書きしてあると思うんですけど、一応、その時点ぐらいまでは、県動物愛護センターへ飼い主さんが持って行かれた件数も含まれております。

ただ、9月以降については、先ほど言いましたように、改正動物愛護法により、よほどの理由がなければ引き取らないという形で、数は激減しているという形では、動物愛護センターのほうからは聞いております。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) そうして、この愛玩動物というのは、本当に私達のそういう命を癒やすということもありますので、僕は、そういう、ただ殺処分していくということじゃなしに、丁寧な扱いを、今後ともしていただきたいと思います。

特にまあ、町独自でですね、県や政令都市はあると思うんですけども、動物愛護推進員というのがおるわけですけれども、この動物愛護委員をですね、つくってですね、愛護や不妊措置、または普及啓発、虐待や遺棄の事例を探知した場合には、すぐに情報提供していただくというような、そういうメンバーもですね、1名、2名つくられてもいいんやないかと思うんですけれども、そこらはどうですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(梶生隆弘君) 県には、そういう動物愛護推進員という形で、40、50名の方が知事から委嘱をされているように聞いております。それで、そういう、どういった構成員、どういった職種の方が、そういう委員さんになっておられるのかと言ったら、獣医さんであったりペットショップのオーナーさんという、ある程度、そういう固定化された方という形で聞いております。

佐用町内で、そういう方がおられるのかと聞いてみたんですけど、県のほうから、そういう佐用町内の方が委嘱はされてないという形で聞いております。

うちのほうにも、(聴取不能)も獣医さんもおられることは聞いておるんですけど、今後、 そういったところとも話をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) 愛護ということを主体にですね、話させていただいたんですけども、 この猫や犬が増えてですね、特に猫なんです。増えて近隣からの苦情が出ているというよ うなことがですね、私も、ちょいちょい聞くんですけども、そういうことに対しての対応 ですね、いくら言っても、なかなかそれを改善してくれないということを、よく聞くんで すけれども、そういうような事例が町のほうへ入ってないですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(梶生隆弘君) 春先明けまで、春先というんですか、5月、6月ごろには、そういったことで、何回か苦情もありました。そこについては、うちの担当が行くなり、動物愛護センターの職員が行って、その近隣の方からの苦情等もあるという形で、指導等させていただき、ある程度、理解はしていただいて、今後、改めますというような形での了解は得たつもりで帰ってきております。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) そこらがですね、全然改善されてないということなんですよね。現実に、何カ所か、やっぱり私も耳にしておるんですけれども、全然、改善されてないんで、今回の法改正とともにですね、そこらも、ある程度、やはりその愛護という面からすればですね、言い辛い面もあるんですけれども、愛護がいきすぎてですね、段々と、そういう猫を増やしていくという、やっぱり隣近所に対しての迷惑かかることなんで、そこらも今回、法改正なったということで、毅然とですね、指摘をしていただいたら、いいんやないかと思うんですけれども、その点、ひとつよろしくお願いします。

それじゃあ、この件については、終了させていただきます。

それでは、最後の3点目としまして、部活動助成事業についてお伺いいたします。

小学生が対外運動競技等、大会選手として派遣される場合個人負担で参加と聞いているが、部活を通じて健全な育成と共に、安心して部活動ができるように、本町として補助金の助成はできないか、お伺いいたします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長 (勝山 剛君) それでは、ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

部活動助成とあるんですけれども、現在、町内の小学校は部活動と位置づけておりません。

小学生が、対外運動競技等へ大会選手として出場する場合は、個人負担に対する町から の助成ができないかという観点でお答えさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、小学校では、陸上競技大会や合唱コンクール等々に参加する場合、希望者を募るということで参加をしております。これも佐用町 10 小学校ありますけれども、全ての学校ではございません。少数でございます、

で、教育活動の中で行っている陸上や、また、合唱等の発展的な活動と認識に立っております。ただ、申し込みは、ほとんどの、こういう大会は、学校を通じて行っております。しかしながら、先ほど来言っておりますように、あくまで希望参加であるという観点から、助成等につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

7番(井上洋文君) これね、私も、手紙いただきましてね、ある方から、それで質問させていただきよんです。ちょっと、調べさせていただいたん、もう一つよう、子ども会があったりですね、いろんな、そういう団体あるんですけれども、この小学校の場合ですね、こういうふうに書かれておるんですね。

小学校の代表がですね、兵庫県小学生陸上競技大会に参加。現在は、佐用小学校のみですね。

〔教育長「そうです」と呼ぶ〕

7番(井上洋文君) 場所は、神戸ユニバー記念競技場ですか、

[教育長「はい」と呼ぶ]

7番(井上洋文君) こういうとこに行く場合ですね、今、言われた部もないんで、個人的にやって、個人的に参加しているというような格好でですね、行かれておるんですけれども、これでも、学校を代表して行くようなもんですからね、ですから、そこら、個人に全て負担というのは、これは、こういう先ほど、私、申しましたように部活動通じてですね、健全な育成と安心してこういう競技ができるようにということで、補助してもいいんやないかと思うんですけど、これ全く個人負担で行けということなんですか。学校もかんでいるわけなんでしょう。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長 (勝山 剛君) 先ほど、井上議員がおっしゃいました陸上競技大会の、この要綱、 私も持っているんですけども、これについては、子ども会でマラソン大会があったりです ね、いろんな運動会でよく走る子、そういうことで、今まで、各小学校にも、こういう通 知が来ているんですけれども、ここ近年は、佐用小学校だけが参加をしていると聞いてお ります。

で、その中で、先生だけ、中学校のように、専門の先生はおりません。何人かの先生も、 この引率といいますか、どうしても学校の名前で登録しておりますので、引率はしていか なければならないということで、複数の先生が行っておると聞いております。

その中で、子供たちの参加については、自主参加ということでしておりますので、保護者の方も引率をしていくと、こういうことです。

で、現在、学校長にも、こういうことがあると。こういうお話もあるんだということを 聞きますと、いや、今のところは、そういう、やっぱり意識というんかね、が、個人参加 ということで、今までずっと指導して来ておるのでという話も聞いておるところです。

しかしながら、先ほど、井上議員がおっしゃいましたように、部活というんかね、こういう運動を通じて、また、文化活動を通じて健全な育成であったり、また、遠方のところへいく安全確保という観点からね、いろいろと研究をしていく内容だろうと、そういう認

識は持っております。以上です。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君、4分です。

7番(井上洋文君) これ、あるところでは、部活動助成事業ということで、小中学校対外文化運動競技等大会選手派遣補助ということで、そういう要綱つくってやっておるんですけれども、そうしますとね、教育長、要保護者や準要保護者ですか、の子供さん、生活保護なんかでね、そういう子供に対しても、やはり個人負担ということになっているわけですか。そうですね。個人負担いうことになっておるわけですね。それは、町長、おかしいんやないですかね。そこらの助成というのは、考えられたほうがええんやないかと思います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) ちょっと、私もこれね、部活という名前なんで、ちょっと、紛らわしいんですけども、子供たちも学校以外で、いろいろな剣道のクラブもありますし、柔道をやっている子も、バレーとか、いろいろと、そのそういう指導者が、皆が集めてボランティアで、皆、クラブで活動していただいてますよね。そういうのと、また、学校が、そういう団体の中で申し込んで参加するという。学校で、参加するというのは、やっぱりこれは、一つの学校の行事ですから、事業として、教育活動としての、まず、学校の教育活動としての中の話なんで、今の陸上競技大会なんか、学校から申し込むと、で、先生も引率すると。先生も、引率するからには、先生の、多分、その日のね、交通費とか、そういう手当は出てるんじゃないかと思うんですね。出てないん?全くそれ、出えへんの。

だから、そこらあたりがね、やっぱり教育活動として、そういうクラブ、いろんなところ参加をしてするということであれば、学校のほうから、こういう年間の活動に、こういう経費が必要であると、だから、子供たちも、こういう参加をして、でも、対象者がね、ただ1人だけじゃなくって、やっぱり全体から、まあまあ、選んでこないと、個人的なだけで、その子が対象というのが、また、いろんな問題があると思うんですけどね。

だから、そういう中で、教育活動としての活動費、こういうものは、教育費の中で考えていくべきことじゃないかなと思います。

〔井上君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、あと1分です。

7番(井上洋文君) 町長が、そういう答弁されましたんでね、ちょっと検討していただきたいと思います。 以上で終わります。

議長(西岡 正君) 7番、井上洋文議員の質問は終わりました。 続いて、5番、金谷英志君の発言を許可いたします。

[5番 金谷英志君 登壇]

- 5番(金谷英志君) 日本共産党の金谷英志でございます。私は、本町の農業振興の具体 策について伺います。
 - 9月議会でも質問したように町の後期基本計画では、農林業を町の基幹産業と位置づけております。農業振興は本町活性化の大きな柱であります。そこで伺います。
 - 1、町長は、町長選での選挙公報で八つの約束として6番目に農業、林業など循環型社会へ対応した町づくりを掲げておられました。この約束にある農業の分野での具体的施策は何か。
 - 2、後期基本計画の中の農業施策は、年度毎に施策の検証をおこない情勢に機敏に対応 した見直しをすべきではないか。
 - 3、農業改良普及センター、JA、生産者、直販所などで構成する、仮称でありますけれども農業振興委員会を設置して農業振興体制をとってはどうか。
 - 4、学校給食の地元産食材の拡大は未耕作地の縮小、町内経済の活性化など農業振興につながります。給食の地元産食材拡大をどう図るのか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、金谷議員からの農業振興の具体策はについてのご質問に お答えをさせていただきます。

1点目の選挙公報での私の約束のうち農業、林業についての循環型社会へ対応した町づくりの農業分野での具体策は何かということについてでございますが、その点については、 一つはバイオマス構想の取り組みでございます。

農業における循環とは、町内で発生する家畜の排せつ物や下水道汚泥、チップ材などの 廃棄物系のバイオマス、稲わらや麦わら、もみ殻などの未利用のバイオマスを利用して、 堆肥化することにより、有機肥料として農地還元が可能となり、低コストで質のよい農業 生産ができる農業につながり、また、これが環境にもやさしい循環型社会につながるんで はないかというふうに考えて、こういう施策を挙げさせていただいております。

次に2点目の、後期基本計画中の農業施策を年度毎に検証し、情勢に機敏に対応した見直しをすべきではないかという点についてでございますが、政府の農業施策も政権交代により、26年度から大きく変化するものと考えられますので、そういう政府の政策の変化に対応するにつきましては、町としても、それぞれ検討をしていかなければならないと考えております。

佐用町総合計画後期基本計画は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年にわたる町 行政の基本を計画したものでありまして、基本的には、今回の農業施策の変更にも対応で きるものと考えております。

また、中・長期計画は、そのものを、むやみに変更をすべきものではないというふうに 考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に3点目の農業改良普及センター、JA、生産者、直販所などで構成する金谷議員のおっしゃる農業振興委員会を設置して農業振興体制をとってはどうかということでございますが、現在、農業振興に関する情報交換の場として、農業改良普及センター、県農林事務

所、兵庫西農協と町の農林振興課で組織する営農推進会議を毎月2回開催をしており、それぞれの機関が、生産者や直売所との連携による情報も持ち寄り、営農情報や農業振興対策について状況に応じた対応を進めておりますけれども、生産者や直売所の意見も、当然、重要でございますので、その中に、そういう方の参加も求め、新たに協議を行う組織も検討していくことも必要かというふうに考えております。

4点目の学校給食の地元産食材の拡大は未耕作地の縮小、また、町内経済の活性化など 農業振興につながるので給食の地元産食材の拡大をどう図るということについてでござい ますが、学校給食に対応するには、当然、安全安心な農法で栽培した、ある程度、同じ規 格の食材を、必要量に応じて準備していただく必要がございます。これまでも、学校給食 センターをつくった後ですね、地元産食材の利用拡大に努めてきたところでありますが、 農業生産団体にも、そういう依頼をして、今、努力をしていただいております。

しかし、学校給食に対応した農作物の生産を行おうとすうると、給食センターへ納品しない時も販路が確保されている農作物でなければ、なかなか採算が採りにくくなりますので、どんな作物でも地元産で対応することは困難な状況にございます。

現在は、農業振興団体などの団体で、取り組むことが可能な作物に限られております。 しかも、蔬菜の栽培の団体も数が少なくて、給食センターの需要に対応できていない状 況もございます。

今のところ給食に必要な食材のうち、供給できているのは、13 品目となっております。 その中で、ナスは町内産を 100 パーセント、カボチャ 76 パーセント、サツマイモ 72 パー セント、サトイモ 68 パーセントなどと実績はございますが、ほか 9 品目の野菜は、いず れも 50 パーセント以下の供給率に留まっております。

現在、農協を中心とした生産団体に、食材の提供を働きかけて、平成 25 年度より、ジャンボピーマン部会の参入を得ており、今後も、生産者のご協力をいただいて、必要品目の栽培を行うことにより、参入部会を増やしながら、地元産野菜による学校給食の実現を、目指していきたいというふうに考えております。

以上、この場における答弁とさせていただきます。

[金谷君 举手]

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) その学校給食の地元産食材の率の拡大について、最初に伺いたいんですけれども、給食センターは、町長も、それから給食センター建設以来、その拡大には取り組んできたということですけれども、給食センターの設立の時にも、建設の時にも考え方として、安定的に地場の食材を給食センターに供給するシステムを構築したい。こういうことで拡大したいという考え方でした。

それで、旧の給食センターができる前の状況を、私、ずっとこれ質問しているんですけれども、平成22年には、佐用の給食センターで主要21品目の使用率では、13.4パーセント。久崎・上月小学校が4.08パーセント。南光給食センターが25.34パーセント。三日月給食センターが36.81。ずっとこう旧三日月の時代から、私も給食センターの地元産食材の拡大を言ってきて、それで、三日月では36パーセント、高かったです。それで、統合して建設の時にも、町長、先ほど言われましたように地元産食材の供給システムを構築して給食センターができても、それを拡大していくんだというような方向でした。

それで、現在言われましたけれども、実際に旧町から、その品目は確保するような難しい、いろいろ状況ありますでしょうけれども、生産者も少ない、高齢化によって少ないい

うこともあるんでしょうけれども、できた以上、その当給食センターができた時も拡大を 図るというシステムの構築を図るという方向でしたから、これで何で拡大できないんかと。 むしろ三日月にしてはね、下がっているというような状況ですから、どうなんでしょうね。

旧三日月で、給食センターの時は、今、100 パーセントのナスが、今現在、地元産食材だということですけれども、20 年度、三日月の給食センターでは、ネギ、それからサトイモ、それからナス、今もありますけど、それからトマトについては、これ 100 パーセントだったんですね。

ですから、そういうふうな旧の時でもできる、地元でつくれるし、ちゃんと給食センターへも供給できる。こういう体制で、実際、今までもやっていたんです。

それ、今ちょっと下がっている体制を、システムが、これ構築されてないということな んでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 細かい実態はですね、また、教育委員会担当者のほうから、また、 答弁させていただきますけれども、給食センターとしてもですね、当然、その地元産の食材を、できるだけ活用したいという、その方向で、生産者の方、そういう部会の方々にですね、お願いもしておりますし、センターとしてもですね、その体制の一つとして、その 食材をですね保管する、その貯蔵するですね、保冷庫、倉庫ですね、そういうものも後、 完備をといいますか、設置もしております。

ですから、たくさん生産された時に根菜類等は、かなり大量にですね、生産者に納入していただいて、それを安定的に使っていくという努力をしております。

ただ、三日月の例を言われますけれども、当然その、ご存知のように、三日月だけの量、 学校の使う量の問題ですね。トマト等も、ある程度学校給食で、旧三日月で児童数がかな り何人いたか分かりませんけど、多分、5分の1、今の現在の5分の1、6分の1の量で しょう。それを生産して、できる人がね、新たに拡大して、5倍、6倍を安定的に出して 供給していただけるかどうかになると、なかなか、そういう新しい生産者というのができ ていないと。そういう体制ができていないということだと思います。

今、全体でね、食材(聴取不能)で何パーセントというのが、どの部分で何パーセントというか、計算上の、また、問題もあると思いますけれども、同じような計算をして、現在の給食センターで使っている地元産の野菜類だけに限るんでしょうか。これは、何パーセントとかというのは、担当のほうから、お答えをさせていただきます。

〔教育課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育課長。

教育課長(坂本博美君) すいません。

それではですね、現在、地元産野菜を取り入れて、給食を行っている、各それぞれの野菜につきましてはですね、今、答弁の中にもありましたけれども、茄子は100パーセントいうようなことになってますけども、次いで、サツマイモとかサトイモ、そういうものも70パーセントから68パーセント、それからキャベツも47パーセントというような形で、全部のね、使っている野菜品目の中の地元産食材が入っている比率というのは、29パーセ

ント、約30パーセントなんで、これは、県の目標値に近くなってると思うんですけども、ただ、当然、目指すところは100パーセントなんですけれども、一つ言えるのはですね、今、答弁がありましたけれども、この団体の数を増やしていくということになると、採算性を、当然、安定供給の場合だったら、いくらでも人数が増えてもええというところじゃないと思うんです。

これで、今の段階で、何人加入されたらね、うまく回るかということは言いきれませんけれども、今現在、ひまわり市で5名、それから三日月の野菜が1人、それから野菜の会というのが3人、それから、ジャンボピーマンの部会が10人で、全部で19名の方が納入されてます。

で、これがね、例えば 30 人がええか、40 人がええかということは言えないんですけども、一つは、採算ベースに合わせた供給量であることというのと、それから、町長も言ったように、ストックヤードを設けてます。それで、いくらかジャガイモとかトマトが重なる時はね、それをストックしていって、できるだけ増やしたいと思ってますけども、ただ、この野菜につきましては、主力が露地野菜です。ということで、年間を通じて入れて行こうとすると、なかなかこれのね、佐用の今の体制では 100 パーセントには、まだまだなりきれないところがございます。

特に、秋物の野菜で、もやしやチンゲン菜やニラとかセロリと、こういうものが、なかなか地元ではつくれないということなんで、全品目から言うと、30パーセント足らずですけれども、個々の野菜につきましてはですね、今、ジャンボピーマンの部会、これ 25 年度から参入されました。

で、一番大きなんは、農林振興課とも協議してますけども、いろんな部会があるんですけどもJAさんの野菜の部会ですね、いろんな部会がございます。それが、ピーマンだけじゃなくて、いろんなところに入ってもらうように、現在、町長等交えてですね、その話を、説明をさせていただいておるところです。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 野菜については、旬のものを、旬、その地域でつくれる、野菜をつくれるいうのは、それがあるとしてもね、今まで体制ができたものが減ったいうことの、その量を確保しなければならない一つの理由等があると思うんですけれども、システムの、最初に言いましたように、その建てる時に、給食センター建てる時にも、食材の拡大供給システムをするということで、いろいろJA、その部会なんかもつくって、こういうシステムをされて、そういう話をずっと、給食センター建てる前から、そういうこともやっていうことですから、ここへきて、まだ、地元産拡大が、なかなかできない。いうのは、そのストックしていかなあかんいうことも、それはあるでしょう。量の確保もあるでしょういうこともあるんですけども、そういう中でも、そういう課題は、ずっとそれを持っていたわけです。それを拡大、その課題を解決しながら、システムを構築していくということですから、今、そしたら、拡大していく、問題は、その担当者としては、どういうふうな、何が拡大していく上で、何が問題だという認識でしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育課長。

教育課長(坂本博美君) これはですね、一つは、地元の方との信頼関係というのがあると思うんですけれども、当然、給食センター、取り扱いが多いと言いましても、2,000 食足らずの食材です。

だから、生産者の方もですね、給食センターだけの取り引きでやられるということは、 まず、ない。難しいと思います。

だから、当然その、給食センターに、今、入れている野菜というのは、年間ね、やっぱり給食費の関係から、年間の仕入れ単価を固定させていただいております。

これがね、生産者にとっては、当然それが安い時もあると思うんです。そういうところの、これは学校給食に、うちの野菜が入っているからということで、誠意を持って入れていただくということであればね、そういう方が、ずっとおられればいいんですけども、やはり道の駅とかね、そういうところへ持っていくと、もっともっと高く売れる時が、やっぱりあるわけです。そういうところも我慢していただいて、やっていこうという関係の生産者を増やしいくということによって、安定した量が確保できると思うんですけれども、なかなか今のところね、取りあえず、野菜の会が24年に増えて、ジャンボピーマンの部会が増えてと、何組かずつ増やしていきながら、そういう信頼関係を築きながらですね、ざっくばらんに言いますと、採算、もうけを追及されますと、給食センターとの取り引きだけでは、とても生産者の方も、ちょっと辛いかなというところもあるんです。

だから、料金は給食費を高騰させないように、年間安定して設定させていただいておりますので、そこのとこの料金の中で、地元の方がですね、協力してやろうというところを増やしながら、量を増やしていきたいと考えてますので、なかなか、そのシステム的には、一応の仕組みは考えているんですけれども、増えないという大きなところは、そういうところだと考えております。

[金谷君 举手]

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) その農業振興の体制づくりについてお伺いしたいんですけれども、 直売所も一つの、町長、先ほども、その体制の中には、直売所や生産者も、その今ある、 その情報交換の場に入れるんだということも検討していく必要があるということですけれ ども、直売所、昨日の、その補正予算の中で直売所も、ある程度拠点としてつくりたいよ うな補正予算の審議の中で、町長あったんですけれども、これについても、町全体の、そ の農業振興のあり方として、直売所のあり方いうのは、やっぱり検討していくべきだ。

町長、その構想は持っているとは言われたんですけれども、徳久バイパスの直販所についても、ちょっと今、構想段階だと言われるんですけれども、そもそもは、その地元から出たような話か、町長もそういう、構想の町長の発想は、どういうふうなとこから構想されたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答え願います。

町長(庵逧典章君) その前にですね、学校給食センターの問題で、何か、全然後退して いるように、金谷議員が、今、質問されているんですけれども、私は、確かに、三日月の 旧町の時の 36 パーセントがあったかもしれませんが、各それまでの学校給食センター、 佐用でも 10 何パーセントでしたし、上月でも 3 点何パーセント、何校でも 20 何パーセント、そういう形で、新しくセンターになった中でね、できるだけ段階的に、地産地消でやっていこうということで取り組んで、なかなか、それができないね。100 パーセントいうのは、とても当然、無理な話です。100 パーセントじゃなくて、それを 50、60 に持っていくというのが目標ということが、一つの一段階の目標だと思いますけどもね、だから、それは、今、課長が言ったような問題もある。

これは、生産者の方、また、その販売、その学校給食だけで考えるんじゃなくって、その生産したものを、いかに幅広くですね販売をしていって、その生産者の方が、やっぱり年間を通して栽培することによって経営的にもやっていけるように、こういう形をつくっていかないと、なかなか学校給食のほうも、全て増やして、率を拡大していくことはできないということだと思います。

そういう中で、直売所というのはね、一つの直接、今でも、それぞれ旧町でも、そういう施設をつくってきて、今、そういうところでも販売をしているわけですけれども、さらに、その量的な拡大も図っていかなきゃいけないだろうと。

もっと、また、消費者のほうにもですね、PRをしていける場所をつくらなきゃいけない。

それから、品目が、ある程度、非常に少ないんでね。つくられている。で、佐用町において、じゃあその品目と量を拡大していこうとしてもですね、やはり今のような品目だけではですね、ほかの、そういう直売所なんかと比べてもですね、量的にも、その品種、種類的にも少ない。そうなると、やはり消費者にとっても、あまり魅力がないということになるんで、それを、やはり拠点的なものを整備、つくっていきたい。それが必要ではないかなということを考えているわけです。

これは、この私とこの後期のね、基本計画の中にも、こういう直売所を考えていくということは明記しているはずです。

ですから、こういう計画に基づいて、私自身も、また、その場所的に、どういうところがないかということは、今までも探して、いろいろと考えてきたわけですけれども、なかなか、そういう適地というのが、難しいというのが、今までの現状です。

これは、農協なんかの情報を得てもですね、JAが上郡もつくられたり、山崎にも、そういう場所つくられて、旬彩蔵というのがつくられております。佐用にも計画をしたいという情報もありました。それは聞きました。しかしまあ、JAそのものも、なかなか適地が、場所がないというような中で、今のところ佐用での計画というのは、進んでないというふうに、私は、思っております。

ですからまあ、今回の昨日、お話しました、そういう場所的にね、非常に適地ではないかなということを考えておりますので、新しいバイパスができる中でね、そういう場所が適地として可能であれば、そういう施設をつくることによって、さらに、こういう大量にですね、姫路の市場や大阪の市場にですね、ルートに乗せて出荷するということ、そういう市場に支配されるようなものでなはなくってですね、地域で生産したものが、できるだけ地域での販売もできるという中で、生産者の方と販売するところが一体となって取り組めるような、やっぱり農業というのが、やっぱり佐用町にとっては、大事かなというふうに思って、ああいう構想を掲げております。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 本町には、既存の三日月の味わいの里なり、上月にもあるし、それから平福にもあります。ですから、そういう既存の施設との、どういうするかということも構想の中では考えていかなければならないと思うんですけれども、議会でも、地産地消については研修もして、内子町の、「からり」いうところがあるんですけれども。愛媛県内子町ですけれども、議会としても行って、「からり」が成功したというて全国的に、そういうふうな取り上げられる施設ですけれども、ここは、直売所が中核的施設があるんですけれども、それと連動するレストラン。それから、農村加工場。情報センター、これは総合案内所ですけれども。それから、農業情報連絡施設。農業公園。これなどが一体としてやって、実際にも建てられていうことなんですけれども、こういうことも一つの例ですけど、考える上でしたらね、やっぱり今ある既存の直販所なり、JAなりとも、それは、話し合っていくというか、農業振興の上でも、それは、直売所のあり方については、町長の構想は、発表、昨日、初めて僕らも聞いたいうことですから、直販所のあり方についても、その既存の施設なりとは、協議、今後されていくんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵逧典章君) 当然ですね、今、新たに、全てのもの、新しいものがつくるという んか、新たなものではありません。これまでにも、そういう現在、佐用町においても、旧町でも、それぞれが今、そういう場所を、施設を建設、つくってきて、それぞれ今、運営 をしていただいているわけです。

ただ、やはり合併して、新しい町として、一つの町としてですね、その力をもっと大きくしていかなきゃいけないだろうと。その合併効果を足していくという。それは、この生産の分でも、また、販売の面でもですね、今ある施設も、当然、一緒に考え、参加していただいてね、そういう中核的な、佐用町の一番中核施設をつくり、それを各地域でも、また、特色を持って、また、運営もしていただくという経営においても、そういう経営も、今度、考えていかなきゃいけないと思いますから、その当然、JAなんか等もですね、協議もしなきゃいけないと思いますけどもね、基本的には、やっぱり町として、今、三日月の味わいの里にしても、ふれあい上月についてもですね、それぞれが、今、持っている、それまでの販売できる特産物ですね、こういうものを全て持ち寄った中で、新しい魅力のあるものをつくっていくということが必要ではないかなと思って、考えております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 後期基本計画の中に、営農体制の充実として、JA・農業改良普及 センターと協力しながら効率的かつ効果的な営農技術の導入とある。これ、24年からです けれども、具体的に、これが充実して、ここで営農技術と、今、言うたような効果として は、どういうふうな具体的な効果が出ているんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) 効果が出ているって、効果を期待するということですか。今、

5番(金谷英志君) 計画の中にあるから。

町長(庵逧典章君) ん?

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) こういうふうな基本的な計画を出されて、具体的には、どういう政策を、ほな取られたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) いや、そういう政策を、今後、今、考えていっているということで、 考えていきたいということなんで。はい。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 考えていきたいと。計画挙げた上で、じゃあ、実施していかなあかんでしょう。計画立てて、計画を、この基本計画の上で、その細かな具体的な施策として、営農体制の充実で、普及センターと協力しながら効率的かつ効果的な営農技術の導入と、細かいことはあれですけど、具体的に、どういうふうな導入をされたんかということを聞きよんですよ。

[町長「課長」と呼ぶ]

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) 具体的と言いましても、その数量までは、私のここでは把握できませんが、例えば、大豆であるとかですね、そういった特産的なものである。こういったものでの取り組み。それから、麦。稲・麦・大豆の、佐用町としましては、基本が、稲・麦・大豆ということでやっております。ですから、そういったものでの生産性の向上を図るということでございまして、そこでの技術向上を普及センター等々しながらと、また、大型機械を導入していくと、そういったことを取り組んできておるということです。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 具体的に、先ほど、体制づくり、仮称で農業振興委員会みたいなものをつくったらどうかというような仮称の中で、情報交換の場としては、その役場も入った、その行政側も入った農協なりJAとかいって、情報交換の場はあると言われましたけど、その役場の職員も、だいたい、主導的とは言いませんけれども、農業政策を考える上で、その職員の、その能力向上も考えていかなあかんと思うんですけれども、これ前も町長に質問したことあるんですけれども、地域産業部門の職員には、ちょっとね、通常のローテーションでは、期間が短すぎると、私、思うんです。

改めて思うんですけれども、ですから、その職員についても、ある程度、長いスパンで、その人事異動して、ある程度、専門的なことを、産業部門の職員にはね、必要じゃないかと思うんですけど、その上で、いろんな協議の場で、職員が主導的な立場で発言するとか、そういう仮称の委員会の中では、町としては、そういう職員の主導的体制が必要だと思うんですけれども、その点は、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 町の職員で、県のようにですね、農業改良普及センターのような専門職という職員はいないわけですけれども、しかし、そういうことに十分経験を積んで、精通して、また、その生産者なり、いろんな農業の相談を受けたりですね、また、指導したり、一緒に取り組んでいく職員、これは、町としてのやっぱり、この農業生産をですね、また、取り組んでいく上で、非常に職員の力というのは大事だと思います。

ですから、どれぐらいがね、長くそこに専門的に、そういう仕事に従事させていくのかという、その点は、人事の中で、短い職員、在籍期間が短い職員もいますけれども、かなり長く、そういう分野をですね、担当する職員というのも、当然、おりますし、その重要性、その職員の力といいますかね、役割りの重要性、これは十分に認識をいたしております。

「金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 地域産業、私、いろいろ議会としても、先ほど言いましたように、いろんなとこの研修も行かせてもらいましたけれども、その中で、その産業の活性化に力を入れている自治体は、担当者の在職期間が、やっぱり長いんですね。やっぱり、それだけのことを、専門職として産業振興、これだけ、国の政策なんかも変わる中で、それぞれの自治体の中で、本町のことは、よく知っている職員が、その国の政策が変わっても、それの中で振興していくというふうなねことができると思いますから、情報交換の場いうだけじゃなしに、きちっとした組織の体制をつくって、私は臨むべきだと思うんですけども、やっぱり情報交換の場だけで、それでよしとすると。最初の答弁ではそうでしたけれども、やっぱり体制づくりは、きちっとした、先ほど言いましたJAや農業改良普及センターの情報交換だけではなくて、体制づくりが必要だと思うんですけれども、改めて、どうですか。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 情報交換だけでよしという話は、私はしておりません。

ただ、そういう情報交換をしながら取り組んでいるということをお話をさせていただいて、答弁をさせていただいたと思っております。

当然だから、そういういろいろとね、県の、そういう機関、そして、JAとか、そういうその実際に、営農の最前線で、いろいろと役割り果たしていただいている団体、また、町の、そういう担当職員、そして、それぞれが、生産者として生産していただく、また、販売を、それをしていただく部門、そういうところがね、やはり協力していかないと、実際に、なかなか佐用町のような中での農業生産を安定してやっていくというのは難しいと思いますから、そういう団体との体制というのね、取り組む体制というのは、これは大事だと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 次に、けんこうの里三日月の運営協議会の設置を提案したいんですけれども、けんこうの里三日月の利用促進については、昨年の9月議会でインストラクターの配置やPRの強化、高齢者の介護予防的使用などを提案してきました。当施設のあり方を検討するため、町企画・福祉・スポーツ関係課と関係住民で構成する運営協議会を設置してはどうかと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) 次に、けんこうの里三日月の運営協議会の設置をというご提案でご ざいます。

本施設の運営や管理、その利用について、この施設のですね、あり方等についても、旧町の三日月町の時代から今日までですね、いろいろと議論もあり検討もされてきたというふうに思っております。

町民の皆さんのですね、健康で元気で生きる社会を創造するために設置してきた、けんこうの里三日月だと思います。しかし、近年、利用客の減少、特に町内利用者の方の利用というのが、非常に減少をしておりますし、前から、非常に問題になっております、このけんこうの里の一つ大きな施設のメインであります温泉ですね、この温泉水のくみ上げ量の減少、また、施設の老朽化に伴う補修や修繕、その維持管理費が非常に増加していっております。特に、この源泉のくみ上げをしております、この打ち込みパイプのですね、腐食が進んでおりまして、これを全てですね、やりかえるということになりますと、また、たくさん、膨大な費用がかかるというふうに聞いております。

そういう状況の中でですね、費用対効果ということも、これも当然、大きな課題でございます。

今後につきまして、改めてですね、この施設の活用が、どう活用していくのか。また、一部、その施設の内容的なものの廃止。また、移転。施設そのもの全体の、この利用方法、こういうことをですね、まず、改めて検討して方針を出すべきではないかなと、そういう時期に来ているというふうに考えております。

ですから、運営をしていくというのはね、それからなので、その運営の前に、この施設のあり方の検討を、改めてやっていく時だというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) そのあり方を検討するための組織をつくってはどうかという質問なんですけれども、基本的に、町長は、その位置から、いろいろ今、問題点、老朽化しておるとか、温泉も、そろそろ耐用年数がきているような状況もあります。

ですから、町長としては、白紙ではなくて、どういうふうに活用していこうと、今の段階では、どういうふうにお考えでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 私は、新町になってからですね、あの施設の管理運営を、みんな、 見ていて、利用者の状況を見て、町民の方の利用というのは、非常に少なくなっている。 それから、温泉のあり方、なかなか、いろいろと温泉、水を管理していく、あれを温泉と して運営をしていくというのも難しくなってきている。

ただ、あそこの場所としてですね、ああしてサンホームみかづきを誘致されて、高齢者の福祉施設が、いろいろと次々と、あそこも充実していっているというんか、施設も拡大をしております。

で、そういう中で、一つの健康づくりというね、町民の大きな目標、目的の中でですね、 以前からサンホームのほうからも、あの土地、施設の活用も一緒に考えてさせていただき たいという申し出もいただいたというところです。

そういう中にあって、ゲートボール場の屋内施設もありますし、それからトレーニングルームもありますけれども、ただ、トレーニングルームの機器等、その場所的にもですね、あの場所でいいのか。逆に、ほかのところに設置することも可能だと思いますし、高齢者の、いろいろな活動においては、あの屋内のゲートボール場などの活用が、これは、また、できるのではないかと思っておりますし、温泉そのものは、今のままでの温泉は、これはちょっと、三日月温泉という名前の温泉という名前の温泉というのは、これは維持は難しいなと思っております。だから、お風呂は切り離すことができるのかという、切り離すべき時が来ているのではないかなという感じも持っております。

ですから、その点をね、私だけの意見なり考え方ではなくって、当然これは、これまでつくられてきた経緯もありますし、地域の方にも、また、ご理解も、お話も、要望も聞かなきやいけないと思っております。そういうことを検討するということについては、これは、何も異議はございません。

ここで、運営協議会の設置ということでの提案をいただいたんでね、今の施設を運営していく協議会を設置するのということで、金谷議員のほうからの提案をいただいたのかなと思いましたので、ちょっと答弁は、そういう答弁になってしまいましたけどもね。

いろいろな課題を整理しながら、この施設を、どう施設と土地をですね活用していくのか。これは、考えていかなきゃいけないなと思います。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 今のやつをどう運営していくかではなくて、基本的にどうするかい うことです。

今、町長が言われたようにね、ですから、いろいろ検討するには、先ほど、サンホームも出ました。名前も出ました。それから、地元の人も出ました。ですから、そういう検討する場を設けてはどうかという、この運営協議会と、こういうふうにつけましたけれども、そういう場を設けるということで、確認してよろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それは、少なくとも、26年度は、そういうことで検討して、結論を 出していきたいと思っております。

そうでないと、先般も、温泉水ですね、そのくみ上げができなくなって、これ、また、いつ故障してしまうか分かりませんし、運営そのものがね、今のままでは、物理的にもできなくなってきておりますのでね、早くできるだけ結論を出したいと思っています。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 次に、これ教育長にお伺いしたいんですけれども、学校裁量の交付 金制度創設について伺います。

鳥取県岩美町では、特色ある学校づくり推進事業として、町内各小中学校に使途を限定しない補助金を交付しています。これについては以前に同様の質問がされましたが、11月22日総務委員会で同町へ同事業の視察を行いました。有意義な事業と思います。

改めて伺いますが、同事業の創設をしてはどうか。

議長(西岡 正君) はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長(勝山 剛君) それでは、失礼します。金谷議員からのご質問にお答えさせていた だきます。

11月22日、総務常任委員会による鳥取県岩美町の特色ある学校づくり推進事業に係る 視察につきましては、佐用町教育委員会事務局職員も随行させていただき、視察内容について次のように報告を受けているところでございます。

まず、この事業実施に際しての背景でございますが、平成5年4月に2小学校が統合し

岩美西小学校。また、平成7年4月に3小学校が統合し岩美北小学校。平成14年に4小学校が統合し岩美南小学校が開校されております。

こうした背景の中、最初の統合から9年目の平成13年度に新しい校風を醸成させることを一つの目的として、また、地域との交流の一環として岩美町補助金交付要綱に基づく補助事業として創設されたものでございます。

当然、補助事業でございますので、年度当初に学校から町に対して、事業計画書・収支予算書を添付した交付申請がなされ、教育委員会事務局の審査を受け実施し、概算払いの補助金が年2回交付され、事業終了後に事業実績報告書の提出、そして補助金の精算交付請求書を提出されております。

その事業内容等の一例をご紹介しますと、岩美北小学校の場合は、教育・事業目標の心豊かに、なかまと共に伸びる児童の育成を達成するために、取り組みのテーマ①ふるさと大好き、②夢を持ち、人と人がつながる、③確かな学力、④元気もりもりとして、地元漁協の協力によるスルメづくりや地引き網体験・アスリートの招聘・演劇鑑賞などでございます。

佐用町立の小学校のこうした取り組みとしましては、学校の授業の一環としての交流事業として、地域との連携・協力による稲作づくりやひまわり栽培、また、地域づくり協議会等が主体となった地域の大人と子どもの交流事業としてラジオ体操会やふれあい祭り、さらには、防災訓練などが実施されているところでございます。

これらの実施費用につきましては、校長主導のもと学校の授業一環として実施する交流 事業は、前年度の 12 月上旬に学校管理費・教育振興費等の学校予算ヒアリングの中で、 しっかりと協議し、年度当初から予算化し実施いただいております。また、地域づくり協 議会が主体となった地域の大人と子どもの交流事業につきましては、地域づくり協議会が 自由裁量で使途が決定できる地域自治包括交付金として、町が交付し実施していただいて おります。

このため、新たに学校裁量の事業補助金交付制度の創設は現在のところ考えておりません。どうか、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) 室長の報告で、そういうふうに述べられた、その報告があったということですけれども、ほかに、今、教育長が述べられたほかには、岩美西小学校では、ジオパークの学習。それから、岩美南小学校では、地域学習、水田・畑・果樹園整備等と農作業体験、これは、今、言われたように、本町でもやっている地域とのつながりとかいうこと。それから、授業の一環としてやっている以上に、このやつをやって、それで効果として、各学校の創意工夫により、芸術鑑賞、スポーツ選手の招聘や外国人との交流、これ一般的に、今、教育長の答弁では、当初予算の中に含まれる学校事業の一環としてやれるし、地域の事業として、地域づくりの協議会の中でも連携してやれるという事業ですから、改めて、それはしなくていいということでしたけど、岩美町としては、これは、こういうふうな、それ以上にね、今、一般的にやられる、その事業を超えて、そういう効果があったと。職場体験事業、児童・生徒が見識を高める活動を行って効果があったと、こういうふうになっているんですね。検討されてもいいんじゃないかと思うんですけど、再度、お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長 (勝山 剛君) 鳥取県のことは、あまり詳しくは知りませんけれども、例えば、職場体験等にしましては、兵庫県独自のですね、中学校であれば、トライやる・ウィーク。 それから、また、小学校5年生は自然学校。それから3年生については、地域の自然とのふれあい。そういう活動も兵庫県は、独自でやっております。

そういうことを含めると、現在の学校の独自での地域との交流事業的なもの、例えば、 稲作づくり、お餅つき、お茶摘み、そういうこと。それから、地域づくり協議会、今、言 いまいたけれども、包括的な予算の中でしていただくと。相当事業数というか、交流事業、 そういう活動もですね、今のところは、もうこれで時間的なことで言えば、もう精一杯の 事業が詰まっていると、私は、そのように認識しております。

ですから、今の県教委の中で、町が予算を組んでやっている、その自然学校、トライやる・ウィーク、これも中身を充実させなあきませんし、それから、今後は、統廃合のことも含めてですね、地域との交流事業の、それこそ特色あるものを見つめていかなあかんと、そういうことで、内容を、これから詰めていくと、こういう時に、もう来ていると思います。

ですから、現在のところは、そういうことを、今のところ考えていないという答弁をさせていただきました。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5番(金谷英志君) はい、終わります。

議長(西岡 正君) 金谷英志君の発言は終わりました。 ここで暫く休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。3時5分から再開したいと思います。

議長(西岡 正君) はい、休憩を解き、会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 1番、石堂 基君の発言を許可します。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番(石堂 基君) 1番議席、石堂です。この場でコメ減反廃止を中心とした農業政策

転換について一般質問を行います。

政府は、生産調整廃止を中心とした新たな農業政策を決定し、これに必要な措置を来年の国会に提出しようとしています。

今回の政策に対しては、これまでになく農家の不安が大きくあり、特に佐用町のような中山間地にとっては、非常に恩恵が少ない制度に変わろうとしているのではないでしょうか。特に、減反補助金の廃止に伴い農地保全の取り組みが停滞し、農地を中心とした地域環境の荒廃が懸念されます。

そこで、次の項目について伺います。

- 1点目、減反補助金及び転作補助金の変更による農家収入の変動見込みは。
- 2点目、日本型直接支払制度の取り組み見込み。
- 3点目、上記制度と現在行われている中山間直接払制度、それから、農地水保全活動との関係について。

4点目、新たな農地保全事業として、集団的な遊休地を活用した、例えばですが、太陽 光発電施設の取り組みなどは考えられませんか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、石堂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、コメの減反廃止を中心とした国の農業施策転換に備えてについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の減反補助金及び転作補助金の変更による農家収入の変動見込みについて でございますが、現在、政府において主食用米中心の農政の発想を改め、総合的な穀物農 政への転換を図ることが検討されております。

減反政策が廃止されますと、平成 22 年度から導入された米の直接払い交付金 10 アール 当たり 1 万 5,000 円が、平成 30 年度を目途に廃止され、来年度より交付額が減額をされ ます。

米価変動補填交付金は、来年度より廃止されることが、予定されております。

平成 19 年度より導入されております畑作物の直接支払交付金につきましては、形を変え、引き続き継承される予定となっております。

転作補助金につきましても、転作の助成から戦略的作物の助成に転換し、地域の裁量を 加えることのできる交付金が考えられております。

政府の案におきましては、中山間地における農業においては、国土保全や環境等の多面的機能をより重視し、現状の支援制度を維持する内容になっております。

次に2点目の日本型直接支払制度の取り組み見込みについてでございますが、この制度は、農業を産業として強化していく産業政策と並行して進める地域政策として、農業の多面的機能を発揮するため地域活動を支援するもので、共同作業による農地維持を行うことにより、担い手への農地集積を後押しするものとされております。

農業経営が困難になり、離農した場合であっても、農地の維持管理作業を共同で行うことで、農地を預かる担い手農家にとって、農地の維持管理が負担とならないよう、地域と町との協定に基づき、共同作業を行う場合の活動に対して、補助をするものであります。

日本型直接支払制度への取り組みにつきましては、現在町内の農会に対して、人・農地 プランの策定を推進しているところであり、その話し合いの中で、共同作業による農地の 維持管理についても議題となっております。

農家の高齢化が進むなかで、農地の維持管理は、住環境にも関わる問題でございますので、町と地域とで取り組む必要があるものと考えております。

次に3点目の中山間直接支払制度及び農地水保全活動との関係でございますが、政府案では、中山間地域等直接支払制度は継続となり、農地水保全活動につきましては、補助金の減額は想定されているものの、基本枠組みを維持することとされており、その減額分を補う形で、日本型直接支払制度が創設されるものと考えております。

4点目の新たな農地保全事業として、集団的な遊休農地を活用し、例えばと言われる太陽光発電施設の取り組み等は考えられないかということについてでございますが、農業振興地域整備計画に定める区域の農用地は、例え、遊休農地であっても、農業振興地域の整備に関する法律により、農地を農業以外に利用することは制限をされております。

太陽光発電施設を農地に設置できる場合といたしましては、農地として耕作を行った上で、且つ、作物の生産の障害にならないことというふうにされております。その他の区域の農地につきましては、農地法に定める条件に合致し、所定の手続きを経て、農地の転用許可を得ることにより、設置が可能となるわけでございますが、佐用町において、今後、遊休農地なりが増えてきた場合に、農地の農用地指定、農振農用地の指定の区域の見直し等も当然、今後に向けて考えていき、また、農地の新たな活用にも取り組む必要があるというふうに、私は、認識をいたしております。

以上、最初のご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 举手]

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 最初に訂正お願いをしておくべきところを抜かしておりましたので、 申し訳ありません。

私、通告書の3行目です。今回の政策はから始まるところの、後ろから3文字、2文字、特に、この2文字消しておいてください。昔から本を読むのが、あまり得意ではなかったもので国語力が低いもので、ちょっと間違っております。特にを一つ消しておいてください。

再質問に入る前に、これもお断りなんですけども、私事でというんか、この後、ちょっと特別委員会を予定してまして、できたら、私、30分ぐらいで一般質問を効率的に終わりたいと思っておりますので、答弁のほうも、それに心がけていただいたらと思います。

重要な本題のほうに入らせていただきますが、正直申し上げて、米の減反政策廃止というのは、私も、あまり情報に周知いうんか触れてなったせいなんか、11月の下旬に新聞に出て、初めて知ったような状況で、周辺の農家の方にも聞くと、こういうようなことで、情報は初めてだったということで、正直、来年からどうなるんや。再来年どうなるんやというふうな声を、たくさん聴きました。

その後も新聞情報なんかも、なるべく目をやるようにして見ていたんですけれども、や はり細かな点が、なかなか分からないですね。まだ。

まあまあ、それを確認するという意味もあって、今回、一般質問に挙げさせていただいたんですが、特に、新聞等で発表されている状況だけを聞くと、私、この通告書にも書いているんですけども、結局、その大規模なところ、あるいは平地の部分については、こういうような転換政策に乗っかっていくこともできるんかなと思うんですけども、やっぱりその、どうしても、この中山間地の効率的に耕作が不便なところ、従来から転作いうか、

減反に主に乗っかかっていたところというのが、非常にこう恩恵が少ない制度に変わりつ つあるんじゃないかなというふうに思っているんです。

これも、いろんな細かな改正点については、今、国が示している内容で、さっき答弁いただいたんですけれども、その内容とおりでいけば、国の試算もそうですけども、ある程度の規模以上であれば、所得のほうは増えるというめどは出していますけども、私には、どうしても、それが信用できない。その農家の収入云々という個々の問題よりも、重点的に私のほうが伺いたいのは、結局、この佐用町のほうの特に中山間、棚田、あるいは平地じゃない部分ですね、ここらあたりの農地が、本当にこれまでどおりに維持されていくのかという、その観点一つなんですね。

再質問に入らせていただくのに、先ほど答弁の中で、少し理解できたんですけども、もう一つその2番目のね日本型直接支払制度の新設部分と、それから、現状のその中山間地の直接払、それから、その農地・水の関係の助成制度ですね、ここのところが少し曖昧で、先ほどの説明を聞いている限りでは、新たに、今のその農地・水の共同活動、向上活動と同じような形のものが新たにもう一つできる。さらに言えば、中山間の直接払は、直接残るというふうなぐらいの認識でいいんですかね。ちょっと、具体的な金額なんかも、一部新聞では示されていますけども、現状の農地・水の向上活動、共同活動の部分の助成制度とは別に、この日本型直接払というもので称されている制度が新たにできるという理解でいいんですかね。まず、その点を。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 私も詳しくは分かりませんので、また、後、担当課長が分かっている範囲で答弁をさせますけれども、基本的には、中山間地域直接払や環境保全型の農業直接支援制度についてはですね、基本的な枠組みは、今後も維持をした上で、こういうその日本型の農地維持の直接支払、多面的機能支払というものをね創設するというふうには、一応、私は、資料としては聞いております。

課長のほうで、何かそれ以上。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長、あれば。

農林振興課長(茅原 武君) 今、町長が答弁されましたのと、だいたい同じことになると思いますが、今の現行ですね、現行の農地・水の保全管理、それは、組みかえをしていくというふうに聞いております。組みかえをして名称を新たにしていくと。

それから、もう一つの中山間地域の直接支払というのがございます。これと環境保全型 農業の直接支払というのがございますが、これについては、引き続きという形でございま す。

そういった形での組みかえということでございまして、大きく、どこが変わるんだと言えば、農地・水の関係が組みかえられたものと、中山間地は、そのままということでございますので、制度的にはですね、今、農地・水の関係等でいきますと 4,400 円払っておる新規の場合が、これが 3,000 円になっていくとか、これも予算がまだ、国のほう通ってませんけど、そういった案を聞いております。

ですから、若干、そういった経費的、お金の面で言いますと、総額では、あまり大きく変えるということは、考えてないんだというお話が、先般も 12 日に農林水産省のほうか

らお出でになりまして、私どもも兵庫県のほうで説明を受けたんですが、12 日、まだ、この問題が閣議決定されている最中でございましたので、これ以上のことは言えないという話で農水省のほうからも、そういったお話の概要をお聞きした程度でございまして、年が明けて、平成 26 年になりましてから、再度、先般の新聞等にも、ニュース等でもやってましたけど、都道府県の単位に、それぞれ農水省のほうから、再度、細かい説明をしてまいりたいといった状況が、今の現実の時点での考え方でございます。

〔石堂君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 正確にはね、多分、現段階では分からなくて、本当に来年度、一応、 法律なり、そういうふうな施行に必要なものが国会で通ってからということになってくる んだろうと思うんですけども、今回の日本型直接支払制度、いわゆる農地の維持と、それ かあ資源向上ということで、名称だけ聞けばね、従来からの農地・水の向上活動なり、共 同活動と全く同じような性質のもので、今、言われたように後者のほうの既存の制度につ いては、減額をされるということで、同じようなものができるんかなというふうな理解で、 今のところおります。

で、まあ、これはちょっとさておき、まず1点目の農家の収入のほうの関係からですけども、これ国の試算でいくと、さっき申し上げましたように大規模農家、大規模農家というんじゃないしに、だいたい 34 へクタールぐらいの農業集落でいけば、まあまあ 880 万の今の農業収入から 1,000 万を超すような収入になるというふうに試算されていますけども、その大きな割合を占めているのが、この中の転作補助金だと、僕、思うんですね。で、転作補助金が、新たに上限、収量によって 10 万 5,000 円、下限 5 万 5,000 円ということで、特にその今回の一般質問でも所々出てましたように、飼料米、それから米粉用の加工米ですね、これをつくることによっての増収というのが見込めるというふうになっていますが、私、ちょっと一つ心配なのは、この地域で米粉米とか、飼料用米ですね、これをつくって、十分に引き取られる見込みというのはあるんですか。僕ちょっと、全く米作ってないから分からないんですけども、例えば、その大規模にやっているとこだったらJAなりがかんで、あるいはその農家が直接工場なんかと契約してというのをケースとしては聞くんですけども、この地域で少量ずつ各農家がつくって、それを従来の食用米だったら農協が取り扱い、JAが取り扱いやってますけども、そういうようなものが見込めるんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) これにつきましても、今、国の政策が、まだ確定していない段階ですが、大手の米屋さん、こちらのほうが加工用米等につきましては、何らかのアクションを起こしていただけるということも一つは聞いておりまして、そういったところからの契約栽培のような形、これが可能になればですね、一つは、そこに販路が開けてくるということです。

それから、もう1点の、その加工用米につきましては、そういった販路拡大が可能なんですが、飼料用米、これは大規模農家を対象にしたところでですね、私どももペーパーで

のニュースで見るしかないんですけれども、基本的には、その日本列島の中に飼料用の加工工場があるのは太平洋側にポツン、ポツンとあるんだということでございまして、ここへ、どうして運ぶかということですね。元々、輸入をするということが前提で、加工場を、そういった港の近くにみなつくってますから、そういうものを活用しながら、どうしてそれを飼料用として再度動かしていくかと。このへんが、まだ、完全な煮詰まりができていないんではないかというようなお話も聞いております。

ですから、佐用のほうから、そういったところへ再度運んで行って、そこで飼料用のものにしていくというのは、すぐできる話ではないかなと思ったりしておるんですけど、近くにですね、大規模農家、畜産農家等があればですね、そういったところと提携しながら、先般のニュースでも見ておりますと、米にして、それを飼料用にしていくと、コストがかかると。それは原油高によって油代が高くなっている。そのことによって、わざわざ米にまでするのは大変だと。だから、モミのままで、発酵させて、発酵させたものを、もみのままで牛に食べさすんだと。こういったやり方をやると、いわゆる一部分ですけれども、何百万というコストが浮くんだと、そういった油代ですね、こういったものが浮くんだと、そういったこともやってましたから、それは、近所にあればいいと思うんですね。大規模な畜産農家がね。発酵したものですから。ところが、そうでない場合には、普通の飼料用の餌にして、それを再度、供給先がそれぞれの畜産農家であるところへ持っていくという、このコストをどうしていくか。また、そういう販路をどうしていくかという話が、まだ、残っているんだというようなことを、私のほうはちょっと、自分なりに勉強した範囲内では、確認しております。

[石堂君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) やっぱり懸念としては、やっぱそこだと思うんですよね。

で、そんな細かな話を、私、別に農家でもないんで、ここでやっても何の足しにもならないんです。

で、大事なことは、本当に町内のね農業をされている、水稲を今現状でつくられている 方を想定した時に、今日も、どなたかの質問の中で、耕作規模、町長言われてましたよね、 その4反、5反、で、10町あるいは15町つくられているとこは、中核農家で少ないわけ ですよ。ほなら、その中核農家以外のところの方が、これまでやったら自家消費米と、そ れから出荷用に余ったやつを出荷していたと。ところが今回、出荷しようとしても、米価 というのは、必然的に下がってきますから、やっぱり採算合わないですよね。今でも合わ ないのに、もっともっと。

そうなった時に、じゃあそれを、自家消費用以外のやつを、じゃあ、そういう飼料米にやって、あるいは米粉加工用米にやって、10万5,000円なり出荷量少ないから、じゃあ10万円ねというふうにはならないと思うんですよね。この地域だったら。

今、言っているように、販路も確認取れてないし、工場もないし。ましてや、その大規模な加工米を必要とするところもわざわざ、こんなところまでは、小口を拾いには来ないと思うんですよ。

で、将来的には、それだけの供給量というのの需要ができてくれば分からないですけれども、当面やっぱり、そういうようなもの、ニーズっていうのは、こういう中山間地対象にはないと思うんですよね。

で、そうした時に、各農家がJAに出す食糧米としての販売で従来の価格から言えば、

70 パーセント、あるいは 50 パーセントになるというふうに言われてますよね。そうなった時にね、どうだろうかと言うんじゃなしに、その先で、僕は、やっぱり農業離れというのが、さらに拍車をかけるんじゃないかなというふうに思っているんです。

で、質問の本題は、実は、ここからで、じゃあ、そうした時に、その農地をどういうふうにしますか。先ほど、言われたように、もう一方、実際に農地のいろんな国土の保全面での部分を国としても何ぼか担保していかなければいけないということで、日本型の直接払制度というものを従来の農地・水というふうな制度に上乗せしてつくろうとしているんですけれども、それを仮にやったとしても、現状の佐用町を考えていただきたい時に、例えば、中山間の直接払、これは対象地域のうち、実際これの制度に乗っかって、今、頑張っていらしゃる地域っていうのは、やっぱり全体の100パーセントいってないわけですよね。もう40パーセント以下だと思うです。確か。

それから、農地・水に関してもそうだと思うんですよね。これ、24 年度、23 年度だったかな、27 年度までということで5 年間計画されたわけですけども、やっぱり1 年目より2 年目のほうが対象地域少なくなっているわけですよ。そうした地域環境というのか、やっぱり共同で何かをやっていこうというのが、徐々に、体力的にやっぱりしんどくなってきている状況の中で、新たに日本型の直接払で町と地域が協力してと言っても、今の現状では、ちょっとしんどいんじゃないかという、正直印象持っているんですよ。そのあたり、町長、いかがですか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) もう、以前からですね、農地と言っても、もう既に、そういうその これまでの政策で対応できないというんか、もうしてない、全く荒れてしまった農地もた くさんあるわけですね。

さらに、こうした農地・水とか、中山間地の直接払いとか、こういう制度でね、いくらか補助金をもらって管理をすると言っても、それ自体が、今度、新たな制度で、日本型直接支払と言っても、その支給されるお金、額というの反当たり何千円ですよね。そういうもので、なかなか実際には、全て維持できるものではないと思いますし、また、維持していく人も、後継者もいない。

だから、私は、国が考えているのは、やはり効率化ということで、ある意味では、そういう規模的に制約ができないところについては、これ本当に農地として今後ね、必要じゃないという考え方をしていくのか、だから、農地以外に活用して行くのか、こういうこと選択行かざるを得ないというような時が来ているのかなと。

ただ、その農地として保護されてきた中で、例えば災害の起きた時に、そういう補助、 復旧についてもですね、その農業施設についても、いろんな補助制度があって、それで何 とか維持してきた部分あるわけですね。

で、農地から転用することによって、例えば、農用地、農振農用地の見直しを行ってですよ、そういう維持ができないところは、もう農地、町として、地域としてですね、農地から除外すると。そうすることによって、今度は農地転用してね雑種地になったり、一般の宅地になったりできるわけですね。

で、まあ、それによって、今度、新たな活用ができるんですけれどもね。

ただ、活用しようと思えば、そういうことも考えていかざるを得ない、選択しなきゃいけないような今回の制度といいますか、これからの農業の状況が、そういう状況になっていくだろうという予測はするわけですけれども、ただ、それが、今度、農地の保全という、その土地の保全という中でね、これまでのような農地としての優遇措置が受けれなくなる。

そのことを覚悟しなきゃいけないわけですね。そこらあたりの判断というのが、非常に難 しいなという感じはいたします。

〔石堂君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) いずれにしても、やっぱり細かな数字とか、来年度、あるいは、その翌年度から、どういうふうになっていくかっていうのは、これは今後、国の進み方というんですか、来年国会に提出された後に、また、変わってくるとは思うんです。

で、まあまあ、元をただせば、やっぱりTPPの関係というのも大きいと思うんですよね。TPPの交渉が、どういうふうな形になっていくかによって、加工米とか飼料米なんかっていうのは、輸入の産品との関係も出てくるんで、その数量的なとこは大きく変わるというふうに一部では言われていますけれども、いずれにしても、制度的に、こうした中山間地域が、やっぱりしんどい部分が出てくるというのが、今の流れだと思うし、町長も、そういうふうにお考えなんで、これはお願い、お願いというんか、こういうふうに取り組まなきゃいけないということで、ぜひ考えていただきたいんですけども、やっぱりその農家個人では無理なんですね。いかに、行政と地域が連携をして、今回の提出されているような日本型直接払制度、いわゆる農地をどうやって維持していくか。資源を、どうやって守っていくかというふうな取り組みの普及啓発も含めてですね、なるべく多くの地域に参加していただけるような進め方を、ぜひ行政のほう、やるべきだと思うんです。

で、残念ながら、やっぱりこれまでの中山間地の直接払にしても、農地・水にしても、やられるところは手を挙げてくださいねというふうな形での問いかけでしかないんで、やっぱり、これだけの参加率でしかないわけで、実際には、取り組めば、うちの集落でもそうですけども、5年間、ある一定量の金額がもらえて、それで、施設なんかの維持補修というのができるという有効な手段なんで、そうした同じような流れの中で、今回の、この日本型直接払というのが出てくるのであれば、仮にそうじゃなくっても、いずれ、やっぱり地域が、ある程度一体となって、地域の農地を守っていかなければいけないという取り組みが必要になってくるんでね、やっぱり、そのあたり早くから、各自治会、それから営農組織、営農ですね、そこらあたりへの情報提供も含めて、ぜひ積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

これはいずれにしても来年度から、その補助金なんかの減額が始まるわけですけども、 また、来年度にならないと細かなところは分かってこないんかなと。

ただ、農家の方に聞けば、やっぱりその減反の補助金がなくなる。じゃあ、来年度、米づくりどうしよう。もう、この年末に肥料も申し込まなあかんというふうな状況の中で、今年はいいけれども、来年になったら、考えてしまうはなという声は、多く聞きました。この2週間の間に。

やっぱり、そういうふうなことが、放置していると、当然のことながら、農地の荒廃というのは進むというのは、目に見えてますのでね。そのあたりは、厳に慎重な対応でお願いしたいなというふうに思います。

この1点目の質問については、これで終了します。

2点目について、この場から質問をさせていただきます。

木質バイオマスの産業化に向けて、林業再生に向けた森林資源活用化計画調査の取り組みも始まり、その調査内容に基づいた施策が進められることに大きな期待を持っています。 そこで、次の項目について伺います。 調査委託の具体的な内容について。

2点目、調査結果の活用についてはどのように進めていかれますか。イメージで結構です。

3点目、来年度から本格化する木質バイオ発電用の素材生産体制について。

4点目、素材出荷に関連する認証団体の取得について。

以上、4点、この場からの質問とさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、次の木質バイオマスの産業化に向けてについてのご質問 にお答えをさせていただきます。

まず、1項目目の調査委託の具体的な内容についてということでございますが、本木質資源の活用計画の目的につきましては、これまで石堂議員をはじめ、多くの議員の皆様との森林資源の活用に関する議論をさせていただいてきた中で浮上いたしました様々な課題を整理をし、その解決方法を検討した上で、具体的に計画書という形にして、今後、進むべき方向性を明確にしようとするものでございます。この森林資源の活用方策は、従来の林業の型を破り、あらゆる可能性を追求したいとの思いから、林業を専門とするコンサルタントではなくて、国内でもトップクラスのシンクタンクに業務委託させていただいているところでございます。

その業務の具体的な内容は、大きく4点にまとめることができます。

その1点目は、町内の森林資源の現況調査でありまして、現在、森林簿や森林基本図といったアナログ情報をデジタル化し、簡易なものではございますが GIS を導入する計画もございます。これにより、森林経営計画の団地の選定をはじめとして、計画策定に活用することができますので、計画策定時の省力化と円滑化により、計画地の拡大を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、森林資源の活用方策の検討で、従来の山から市場への出荷ルート以外の流通ルートを模索し、将来を見据えた林業経営の確立を図ろうとするものでございます。ここでは、人工林の用材としての高付加価値化のほか、林地残材の木質バイオマス燃料への効率的な集出荷方法や自然林、副林産物の活用等を検討をしてまいります。特にこの分野に関しましては、将来の林業経営の基礎となるものでありますので、より専門性が高く、多くの知識を有するコンサルタントを巻き込んで、より具体的に、販路の開拓を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、林業経営改善調査で、林業の採算性の確立のため、効率的な施業方法の検討をしてまいります。具体的には、造林事業の機械化や路網整備による省力化等作業効率の向上、効率的な集出荷方法を検討し、もうかる林業を目指さなければなりません。さらに、本町における林業の核でございます森林組合の経営診断を行い、課題の抽出とその改善方策を検討し、組合経営の安定化を図ってまいりたいと思っております。

4点目は、以上の3点を最終的に計画書としてまとめるものでございます。

なお、本業務を進めるにあたり、学識経験者や実際に林業に携わっておられる方々のお 知恵も拝借することに、寄せ集めたいということで、より具体性と実効性のある計画書に 仕上げていきたいというふうに考えております。

次に、2項目の調査結果の活用についてはどのように進めるのかということについてで ございますが、先ほど申し上げましたとおり、本業務において今後の具体的な取り組みま でを検討することといたしておりますので、それを具体化してまいりたいと考えております。さらには、計画策定時において、様々な課題の掘り起こしとその対策を検討する過程において、職員等関係者の情報の共有や課題の再認識、夢を語り合うことで将来に向けての意識の高揚を図ることができ、有意義な、この計画策定になるものと期待をしているところでございます。

次に、3項目の来年度から本格化する木質バイオ発電用の素材生産体制についてでございますが、集出荷方法や出荷先、出荷量の割当等、未だ、兵庫県森林組合連合会からの具体的な連絡がないのが現状でございます。ただ、当初の予定であります平成 27 年1月の発電所の稼働に関しては、その後変更になったという話は聞いておりませんので、出荷する側として、可能な限り多くの材を出荷できる体制を整備をしておきたいというふうに考えております。当面は、森林経営計画地において行う間伐の残材の出荷が主になると思われますので、その搬出方法等について予め準備したいところですが、残念ながら、まだ、具体的なことが示されていないので、具体的な、十分な準備に着手は至っておりません。

次に、4項目の素材出荷に関連する認証団体の取得についてでございますが、発電利用に供する木質バイオマスの証明は、素材生産者が証明書を添付して、兵庫県木材業協同組合連合会からの認定を受けた原木市場やチップ製造施設を経由して発電事業者に納材することとされております。その際には、素材生産者が間伐材等由来の木質バイオマス等を証明するためには、その団体が兵庫県森林組合連合会から認定を受けていることが条件となります。佐用郡森林組合については、もちろんこの認定を受け、証明書を発行できる認定事業者となるように今後、手続きを進める予定でございます。

木質バイオマス発電用燃料という新たな木材需要により、今、佐用町の林業は、一つ大きな変革期を迎えようとしております。この時代の流れに沿って遅れることのないよう、常に最新かつ正確な情報収集に努め、木質バイオマスをきっかけとしての林業の産業化による地域の活性化と災害に強い森林環境の保全に、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

また、いろいろとご教授をいただき、ご指導を賜ればというふうにもお願いしたいと思います。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 私の木質バイオマスシリーズ、今回で7回目になって、町長、もう そろそろ退屈しているのかと思ったんですけども、また、今後ともご教授というふうなお 言葉をいただいて、あまり調子に乗ると、質問時間が長くなりますんで、短くいきます。

今回の計画づくりの計画調査なんですけれども、本当に昨日でしたか、補正予算の中の 質疑の中にも出てきたように、その野村総研という名前が出てきた時に、今回の計画づく り、町長本気なんやなと、私は、内心喜んだんです。

で、今、言ったように4点の項目を中心とした中で、この計画がされる。本年度事業ですから、当然、3月までということで、非常に短い時間で、この4点が、フルスケールでできるのかなという懸念もあるんですけども、ただその、いついつまで延ばしておってもだめで、当然、来年度どころか本年度から、ある一面、やっぱり行動的なとこは起こしていかなければいけない時期なんで、この計画づくりに期待をしています。

その中で、ちょっと先ほどの答弁の中であった、経験者なんかの話し合いの場、夢を語

り合うとかって言われてましたけれども、結局、そういうような検討委員会みたいなものが、ある程度は、地元のほうで計画されているというか、その構成メンバーとかなんかが、もう既に予定されているんであれば、その内容と、それと、ちょっと下世話な質問なんですけども、野村総研との契約額、これだけ教えてください。

[町長「担当課長」と呼ぶ]

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) メンバーのほうでございますが、固有名詞、あんまり出すのが、 こういったところですから、よくないと思いますので、

[石堂君「ああ、いいです。個人名はいいです」と呼ぶ]

農林振興課長(茅原 武君) バクッとしたとこだけお話させていただきます。

岡山大学のほうから先生に来ていただくということが一人ございます。

それから、町内のそういった木材に携わっておられる方、こういった方を5名予定して おります。

それからあと、森林組合の職員を2名。

それから、私ども農林振興課のほうからの職員をということで、それに当然、委託先であります野村総研のほう、こういった形での場を持ちたいと思っております。

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

[農林振興課長「もう1点、契約額」と呼ぶ]

議長(西岡 正君) はい、町長、ほな。

農林振興課長(茅原 武君) 契約額が、契約金額 1,080 万円ということでございまして、消費税別でございます。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それと、野村総研と言っても、それは大きな、いろいろと全ての日本のシンクタンクということで活躍されてますけれども、こういう課題というのは、これから日本においてもですね、大変大きな、重要な課題だろうという、野村総研自体のですね、その考え方、今まで、それほど、どことも、そんな総合計画やったこと、あんまりないんで、こういうことにも経験は、それほど積んだ研究員というのはいないと思うんですけれども、これに取り組んでいきたいと。

ただ、それには、その関係の中でですね、既に、各地で、そういう森林計画、活用計画ですね、やってきた関係のコンサルタントとしてやってきた方がいらっしゃるんですね。 そういう方を一緒に入っていただいて、また、いろいろと研究していきたい。その一人としてですね、今、一番、私が、この間、お会いしたのは、西粟倉の、かなり西粟倉として も森林計画の、いろんな森林組合を中心にですね、経営についても、また、木材の活用についても、積極的にかなり取り組んでおられます。そこに入って一緒に、その今の計画をつくってきた方が、この計画に入っていただくということで、進めていこうということになっておりますので、また、隣の西粟倉なんで、全てが西粟倉も村有林が非常に多いし、あそこも、かなり森林組合が中心になってですね、百年の森計画をやったり、また、組合で森林を引き受けてですね、全部管理をしていって、生産施業をしていくというような、そういう取り組みもやっております。

そういう計画に携わってきた方が、その計画の策定の中に入っていただいて取り組んでいただくということになっております。

〔石堂君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 分かりました。

特に、その野村総研の持っているノウハウというんですか、技術力というんか、私らが評するに余りかえるほどのものがあるんで、それは、どんな方向から切り口持ったとしても、本当に、こちらが求めるのに対しての正しい答えというのが、きっと出てくるように思います。

ただ、やっぱり、もう一方で、さっきお伺いしたように、やっぱり地元の林業経験者っていうんですか、の声というのは、僕は非常に重要だと思うんですね。

結局、やっぱり今、この町内で林業経験されている、特に、若い方も、実は知らないで すけどもいらっしゃるんですよね。何人かは。

だから、そう人たちが、これから、ある程度、夢を持って、あるいは、これまでの経験も踏まえて、要は、今の林業経験者というのは、いい時も知っているし、どん底も知っているわけですから、それと発想を180度転換するような形での素材利用になるんかも分からないけども、やっぱり山に対する思いとか、木に対する思いというのはあると思うんで、ぜひ、そういう声をね、大事にくみ取っていただきたいなというふうに思います。

いずれにしてもね、また、そういうふうな計画づくりなり委員会なんかの報告をね、また、昨日も出てましたけども、ある程度は、産建委員会なんかにね報告しないと、1,000万もかけて調査する内容について、産建委員会にも事前の報告なし、議会にも事前の報告なしというのは、決して隠すようなことではないと思うんで、それは、やっぱりやったほうがいいと思うんです。これは、ちょっと、一般質問から外れましたんで、こらえてください。

それで、あと3点目の来年度からの木質バイオの素材の生産体制ですけども、先ほど、答弁があったように、県森連のほからのオーダーが、まだ来てないということで、これはまた、引き続き、来年の3月にさせていただきますが、いずれにしても、その下地づくりいうんか、準備は早めのほうが、僕はいいと思うんで、じゃあその4点目の認証団体ですよね。これはもう、速やかにでも、やっぱり森林組合取るべきだと思うんですね。そうすることによって、例えば、今、12月ですけども、来年度とは言わず、来年年明けから、例えば間伐材を山で切り倒したものについても、これはやっぱり、その認証材としてできるわけですから、で、同じ切り倒した木の状態でも、認証材で置いておくのと、全く認証されていない材で置いておくのと、今度、取引が始まった時に、その材を引っ張り出した時に、値段というのは、全然違うわけですから、これは認証団体受けるのは、そんなに手間かからないと思うんですよね。

森林組合だって、それこそ、四つか五つ、例えば、定款が整備されているとか、総会を するとかというんがあるので、すぐにでもできることだと思うんで、これは速やかにやっ て欲しいと思うんですが、いかがですか。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵逧典章君) 現在、県森連がまとめてですね、中心になって進めていただいております、この木質バイオマス発電所へのですね供給について、ようやくですね、と言いますか、基本協定をですね、それぞれの組合が参加した協定書をですね、この年明けに締結をするという段階に来ております。

先般の報道でもありましたように、朝来でね、関西電力が中心になって事業のほうが、 先へドンドンと進んでいるような、あそこが、もう既に県森連が、このチップ工場をです ね、それに併設してつくるというようなことも発表されましたけれども、何か、そちらの ほうが先に進んでいるような感じで、あそこは全ての、こういう認証材でやろうという形 なんですね。

で、西播磨で、今、赤穂で計画されておりますのは、こういう、その間伐材のほうについては、量的にも、逆に割合は少ないんですけども、これについても、現在の今の既存の各森林組合の生産力といいますか、今までの生産実績に基づいて、当面、割り当てが、だいたい決められてきております。

ですから、ただ、何年か後には、それを拡大をしていかなきゃけいないという形で、また、拡大をしないと、この採算性も合わないということなんですけれども、ただこの、基本協定ということなんですけれども、来ている内容を見ると、まだですね、一番肝心な価格と、それから、その素材の水分率ですね、それと、どういう、どこへどう出荷していくのか。最終的には、その日本海水が進めているバイオマス発電所へということなんですけれども、その中継として、どういう形でやっていくのか。こういうこともですね、今後、その協議をするという形になっておりまして、まだまだですね、本当に具体的に、きちっと動けるような協定書ではないということは、ご報告をさせていただきたいと思います。

その認証については、当然、森林組合として今後とって、当然、森林組合が、それを持ってないとですね、また、向こうが受け、搬出し、納入するほうもですね、認証がないと、電力の単価が違ってくるわけですから、これは作業ができません。

ですから、当然これは認証と取って、取得しなきゃいけないということです。

〔石堂君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 全てが、これまで同様というんですか、新しい情報というのが、お話する中で、やっぱり時期が迫っている。さっき言っていましたけれども、その関電系列で行われる生野のバイオマス、これちょうど、新聞の切り抜きも持ってきたんですけども、2016年ですから、赤穂の発電所よりも1年遅れの3月に稼働ということで、今、予定をされています。

これが始まると、いよいよ、やっぱり例えば、その県の森林組合がかかわってくる、佐 用町の森林組合さん、じゃあ、4,000 立米ね、5,000 立米ねという規模でおさまらないよ うな気がするんですね。やっぱり 6,000、7,000 というのが 1 年間のオーダーとして出てくると思うんです。

やっぱり、そういうのんを、1年、2年、3年のうちぐらいに受けるような体力なり組織力をつくっていくことを想定して、今、動いていただいたら、きっと、この佐用町で木質バイオマスというものが、一つの産業としてね、定着していくんだと思うんです。

価格のことをね、ずっとこの間、お話して、なかなか決まらないねという話なんですけども、これはやっぱり、これ1年間、金額が、誰も示さないということは、これ多分、一番最初、林野庁なり経産省が示したモデルの金額で、今現在、稼働しているところは、それでほとんど売り買いされているわけですよね。結局、発電所の燃やし口で1万2,000円。で、そこから運搬費1,500円、加工賃が3,000円、結局、素材の生産としては、7,350円ぐらいだったと思うんですけれども、やっぱ、そのへんが天井になるんじゃないかなと思うんです。

だから後、運搬せずに、そこで加工するということになれば、1,500 円が乗って 9,000 円ぐらいが素材生産者のとこに下りてくる金額になっちゃうんかなというふうに思っているんです。

いずれにしても、そこは、実際には協定ができて、その後に価格が決まるということですから、まだ、不確定要素ではあるんですけれども、重要なところは、結局、素材生産者の、その価格だけじゃなしに、それを素材として出すことということで、そこに伴う労力、結局、山で切り出す人、運搬する人、配送する人、そこにそれぞれ対価が生まれてくるわけですから、それを、この地域で賄うということは、それら全てが経済効果として表れてくるわけですから、ただ単に山元に利益が下りてくるという話じゃなしに、僕、重要なところは、結局、そういうところの人の働く場所なり、それに対する対価が生まれてくるということが、この木質バイオマスを産業化に、ぜひ向けてほしいというとこの一番の目的なんで、そのあたりは、町長、十分に理解されていると思いますので、そうした取り組みを。

特に、くどいようですけれども、やっぱり認証団体のほうはもう、1日でも早く簡単にできる作業ですからやっていただいて、少なくとも、森林組合がかんだ間伐で、切り捨てで山の中に放置しとうやつも、いつかは出して使えるというふうな状況をつくり出すということも大事なことだと思うんで、ぜひ、その取り組みを早めていただきたいというふうに思います。

で、ちょっと、予定時間よりも長くなったんですけれども、これで一般質問を終わります。

議長(西岡 正君) 石堂 基君の発言は終わりました。

お諮りします。あと3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は明日19日午前10時より再開します。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。